

浄化槽管理者への維持管理に関する 指導・助言マニュアル

令和7年3月

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

目 次

1. はじめに	1
2. 維持管理の必要性	2
3. 浄化槽台帳の整備及び管理の手順	6
(1) 浄化槽台帳・台帳システムの位置づけ	6
(2) 浄化槽台帳システムの導入手順	8
(3) 浄化槽台帳システムの管理項目の設定	8
(4) 各種届出書に基づく情報の登録（設置、管理者変更、休止、廃止）	11
(5) 維持管理情報の収集・登録	11
(6) 情報の精査	15
(7) 浄化槽台帳の活用方法	18
4. 指導事務の手順	20
(1) 指導の対象となる浄化槽と指導内容	20
(2) 指導対象浄化槽の抽出	24
(3) 指導事務の手順	26
1) 法定検査結果が未受検の浄化槽への対応	26
2) 生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる浄化槽への対応	29
3) 法第 12 条第 2 項に基づく改善措置または当該浄化槽の使用停止の命令	38
4) 特定既存単独処理浄化槽への対応	39
行政指導等にかかる文書の様式	42
参考資料	65
(1) 保守点検及び清掃の回数（期間）等一覧	66
(2) 保守点検業者用報告様式（例）	74
(3) 清掃業者用報告様式（例）	76
(4) 浄化槽法に基づく届出事務及び指導事務の概要	78
(5) 浄化槽法定検査判定ガイドライン抜粋	80

1. はじめに

令和5年度末時点で未だ約830万人が汚水処理未普及となっており、その解消に向けては関係省庁が連携し、適切な役割分担のもと、持続可能な汚水処理システムの構築を目指す中で、都市郊外や地方部で効率的・経済的に汚水処理サービスを提供できる合併処理浄化槽への期待は高まっている。しかし、令和5年度末時点においても約340万基の単独処理浄化槽が設置されており、汚水処理未普及人口の多くが単独処理浄化槽利用者であることから、未普及解消に向けては単独転換の加速化が大きな課題となっている。

また、浄化槽設置後の維持管理についても様々な課題を抱えており、法定検査については、浄化槽の使用開始後3～8ヶ月以内に受検する「設置後等の水質検査」（浄化槽法第7条（以下、「7条検査」という。））と、毎年1回受検する「定期検査」（同法第11条（以下、「11条検査」という。））があるが、とくに11条検査については、令和5年度末時点において全国平均の受検率が約50%（うち、合併処理浄化槽は約66%）と低水準の結果となっており、受検の徹底が課題となっている。加えて、令和5年度末時点における保守点検の実施率は約74%、清掃の実施率も約64%にとどまっており、設置された浄化槽が適切に維持管理されていない事例が全国各地で見られている。

都道府県等は、浄化槽台帳に整備したデータを用いて浄化槽の維持管理に係る情報を把握し、保守点検・清掃・11条検査等を未実施の浄化槽管理者に対して、指導を徹底していくことが求められている。このような状況を受け、令和元年に改正された浄化槽法においては都道府県等に浄化槽台帳の作成が義務付けられたところであるが、現状では、維持管理に係る情報の収集・整備が十分進んでおらず、浄化槽管理者の義務である維持管理（保守点検・清掃・11条検査）が不十分な浄化槽の把握・特定や当該浄化槽管理者への指導が十分行われていない状況となっている。

本マニュアルは、こうした状況を踏まえ、都道府県等が浄化槽の状態を把握し、浄化槽管理者に対する指導・助言を適切に行うことを目的として、浄化槽台帳の整備・活用の方法や、保守点検・清掃情報の円滑な収集に必要な標準的な報告様式（データ様式）・統一的な浄化槽コード等の内容を整理して示すとともに、都道府県等が浄化槽管理者に対して適切に指導・助言を行う際の考え方及び対象となる浄化槽の個別のケースごとの指導・助言の手順や手法等を具体的に示している。

本マニュアルが、都道府県等において、浄化槽管理者に対する指導・助言のために積極的に活用され、浄化槽の維持管理の徹底につながることを期待するものである。

なお、本マニュアルにおいては、以下の法令について、次のとおり省略して示す。

- 法：浄化槽法（昭和58年5月18日 法律第43号）
最終改正 令和4年6月17日 法律第68号
- 規則：浄化槽法施行規則（昭和59年3月30日 厚生省令第17号）
最終改正 令和4年2月28日 環境省令第2号

2. 維持管理の必要性

浄化槽は、優れた処理性能を有しており、良好な水環境の保全に寄与する恒久的な生活排水処理施設である。浄化槽が本来の処理性能を発揮し、汚水の適正な処理を図るためには、浄化槽の維持管理が適正に行われる必要がある。

浄化槽法は「公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適切な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与すること」を目的としており、維持管理の実施を浄化槽管理者の義務として定めている。

維持管理とは、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査を指す。それぞれの概要を以下に示す。

①保守点検

保守点検は浄化槽の機能を常時正常に維持するための一つの手段であって、浄化槽の点検、調整またはこれらに伴う修理をする作業をいう。浄化槽の機能の維持のためには、定期的に保守点検を実施する必要がある、浄化槽の規模や構造ごとに期間（頻度）が規定されている。法令に定める保守点検の期間（頻度）等は、参考資料（1）を参照。

②清掃

浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引き出し、その引き出し後の槽内の汚泥等の調整ならびにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。浄化槽の管理として保守点検と並ぶ浄化槽の機能を常時正常に維持するための手段である。保守点検と同様、浄化槽の機能の維持のためには、定期的に清掃を実施する必要がある、浄化槽の規模や構造ごとに期間（頻度）が規定されている。法令に定める清掃の期間（頻度）等は、参考資料（1）を参照。

③法定検査

浄化槽が設置され、その機能をおおむね発揮した時点において所定の処理機能を有するか否かに着目した 7 条検査（設置後の水質検査）と、適正な維持管理により所定の処理機能を確保しているか否かに着目した 11 条検査（定期検査）がある。7 条検査は浄化槽の使用開始後 3～8 ヶ月以内の間に、11 条検査は毎年 1 回受検する。

上記のうち、法定検査結果の例として、令和 5 年度の 11 条検査において「不適正」と判定された浄化槽のうち、問題のあった検査項目の集計を図 2-1 に示す。図中、網掛けした部分の問題は、適正な維持管理が行われていないことにより生じた可能性が高いものと考えられる。

また、近年では単独処理浄化槽に加え、合併処理浄化槽においても耐用年数（30～50 年程度）を迎えたものが存在し、経年劣化に起因する不具合の増加も考えられる。図 2-1 と同

様、11 条検査の結果に基づき、近年の槽本体の破損、変形、または漏水等の件数を集計した結果、増加傾向が認められた（図 2-2）。このような不具合を早期に発見し、適切に対応するためにも、定期的な維持管理の実施が必要である。

しかしながら、令和 5 年度時点における全国平均として、保守点検の実施率は 73.9%、清掃の実施率は 64.1%、11 条検査の受検率は 49.8%にとどまる。とくに単独処理浄化槽に限ると、保守点検、清掃、11 条検査の実施率または受検率は、それぞれ 65.2%、60.2%、29.9% であり、多くの浄化槽管理者が義務を果たしていない実態にある。

このように、維持管理が未実施であることにより、浄化槽本体に加えて、槽周辺や放流先など広範囲にわたり、様々なリスクやトラブルを生じることが想定される。こうしたリスクとトラブル、ならびにそれらに伴うデメリットの例について、図 2-3、図 2-4 及び図 2-5 に示す。これらの図に示すとおり、浄化槽の維持管理の未実施は、浄化槽の処理機能や公衆衛生、生活環境の悪化を招くことに加え、浄化槽の修理・交換費用の上昇等により浄化槽管理者の負担を増大させ、日常生活の質や安全性を大きく損なう可能性がある。これらの環境リスクやトラブルを未然に防ぐため、浄化槽が適正に維持管理されていない場合には、都道府県や市町村は適切に指導等を行う必要がある。

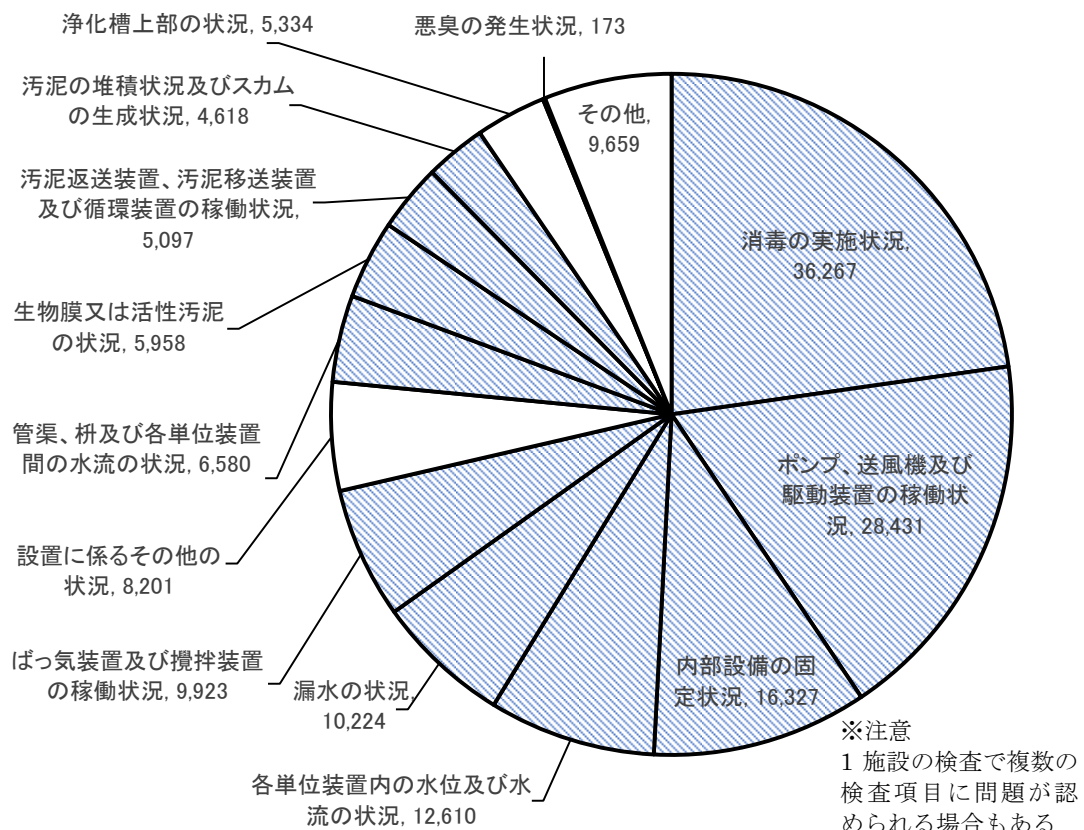


図 2-1 11 条検査において「不適正」と判定された浄化槽のうち問題のあった検査項目
（令和 6 年度 浄化槽の指導普及に関する調査結果より作図）

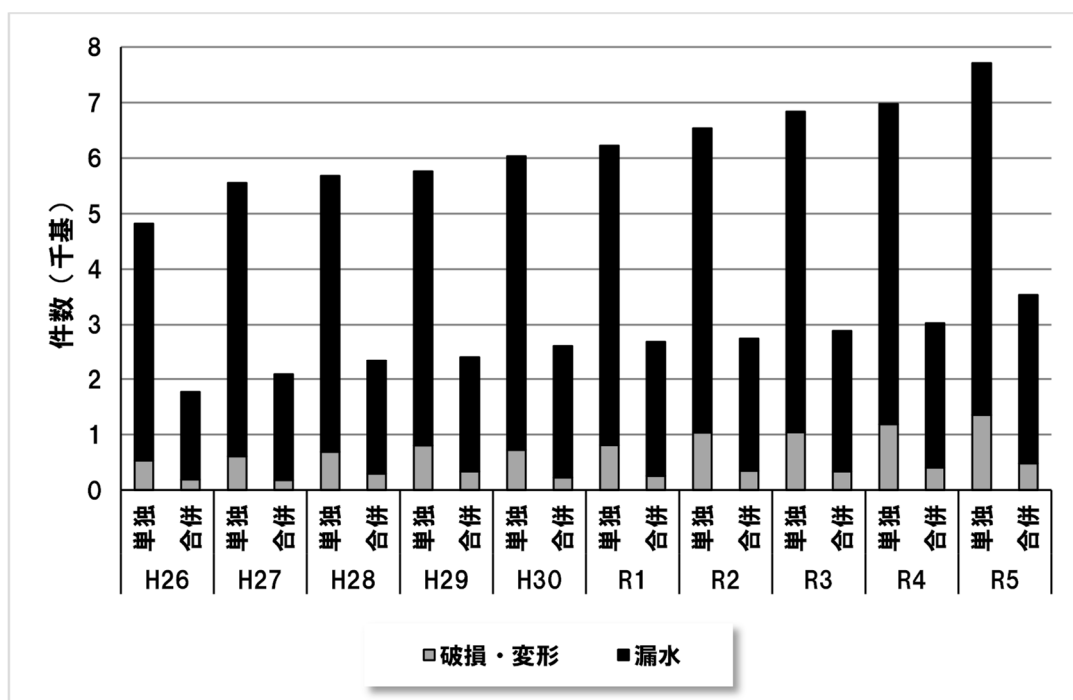


図 2-2 槽本体の破損、変形、漏水の件数（5～50 人槽）

（浄化槽の指導普及に関する調査結果より作図）

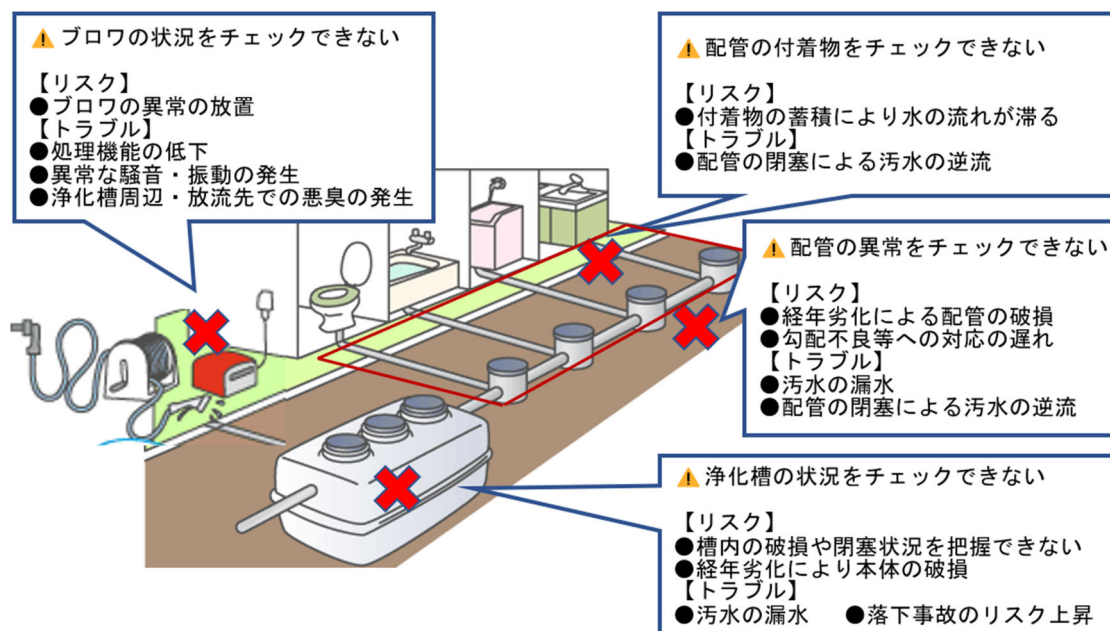


図 2-3 維持管理の未実施による浄化槽の周辺における状態悪化の例

（環境省浄化槽サイトより一部加筆）

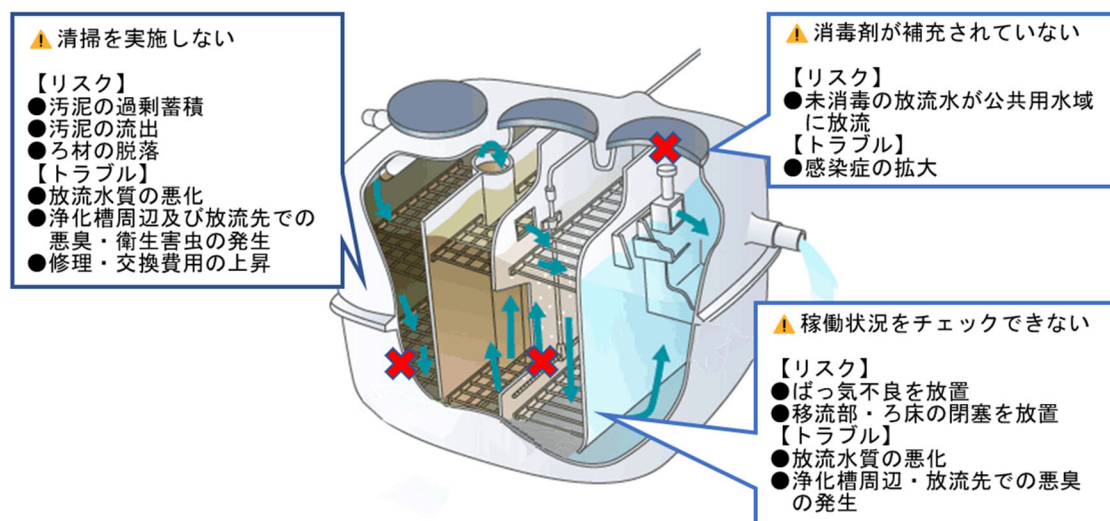


図 2-4 維持管理の未実施による浄化槽内部における状態悪化の例
(環境省浄化槽サイトより一部加筆)

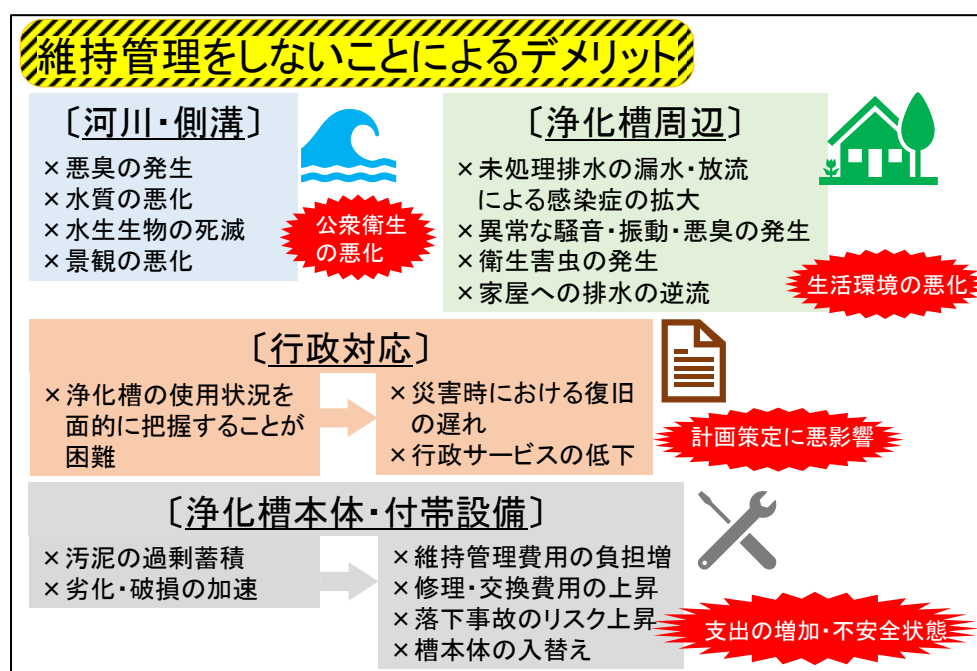


図 2-5 維持管理の未実施によるデメリットの例

3. 浄化槽台帳の整備及び管理の手順

(1) 浄化槽台帳・台帳システムの位置付け

1) 浄化槽台帳を整備する目的

浄化槽による汚水の適正な処理を図り、公共用水域における良好な水環境を保全するためには、浄化槽設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握し、それらの情報を適切に活用することが必要となる。浄化槽の設置及び維持管理情報を活用する具体的な施策として、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換等の汚水処理施設の未普及解消に向けた整備計画の策定、維持管理の向上に向けた適切な行政指導、防災計画の策定や災害時の早期復旧等の災害対応等が挙げられる。

浄化槽の維持管理に着目すると、図 3-1 に示すように、「維持管理の実施率の向上及び実施基数の増加」が必要であることや、「不具合が認められる浄化槽の改善」が不十分であることが課題として挙げられ、これらの課題を解決し、維持管理の向上を図ることが強く望まれる。

本マニュアルでは、維持管理の向上に向けた対応策のうち、「維持管理情報の収集」、「台帳情報の精査・更新」、「維持管理実施状況の把握」及び「行政指導」に着目し、浄化槽管理者に対する指導・助言を適切に行ううえで必要となる浄化槽台帳の整備・活用の方法や、保守点検・清掃情報の円滑な収集に資する情報を示した。

浄化槽台帳は、浄化槽に関する各種の施策を進めるために必要な情報基盤と位置づけられ、登録された情報を有効活用し、効率的・効果的に浄化槽関係施策を実現することがこれを整備する目的となる。

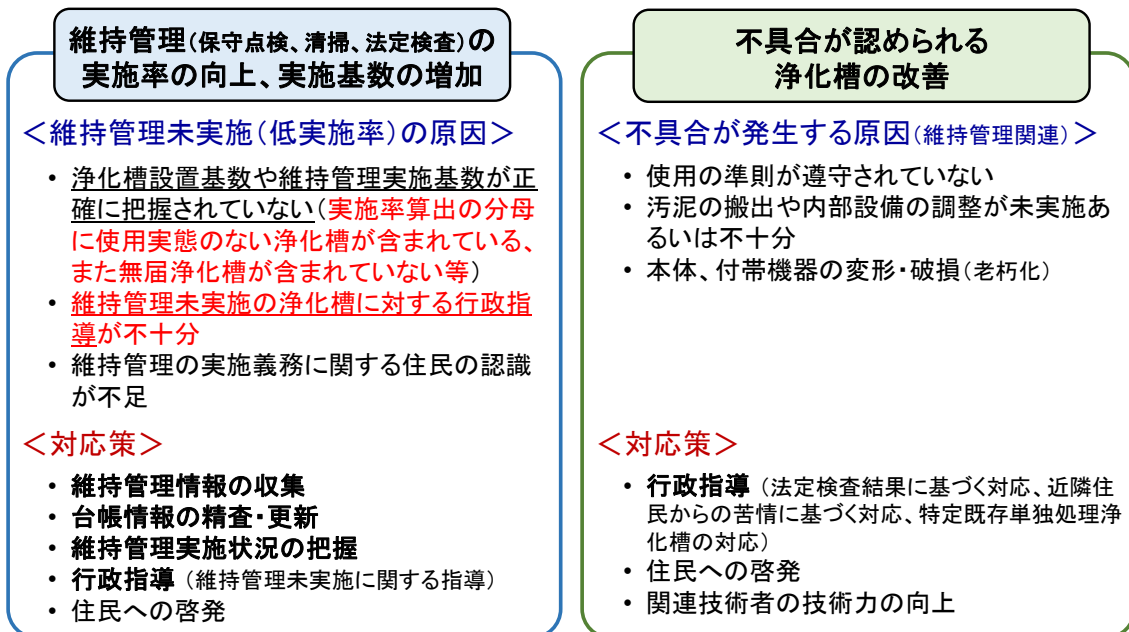


図 3-1 浄化槽の維持管理の課題・原因と維持管理の向上に向けた対応策

2) 浄化槽台帳・台帳システムの定義

①浄化槽台帳

浄化槽台帳は、法第 49 条第 1 項により都道府県知事、保健所設置市又は特別区の長に作成が義務付けられており、それぞれが所管する区域に存する浄化槽ごとに以下の事項を記載するものとされている。

- その浄化槽の存する土地の所在及び地番、設置届出年月日、浄化槽の種類その他の設置に関する事項（法第 49 条第 1 項第 1 号及び規則第 57 条の 2 第 1 項第 1 号）
- 浄化槽管理者の氏名又は名称、使用開始年月日、休止年月日その他の使用に関する事項（法第 49 条第 1 項第 1 号及び規則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号）
- 法第 7 条第 1 項の水質に関する検査の実施状況（法第 49 条第 1 項第 2 号）
- 法第 11 条第 1 項の水質に関する検査の実施状況（法第 49 条第 1 項第 2 号）
- 保守点検の実施状況に関する事項（規則第 57 条の 2 第 1 項第 3 号）
- 清掃の実施状況に関する事項（規則第 57 条の 2 第 1 項第 4 号）
- その他当該浄化槽の管理に関し参考となる事項（規則第 57 条の 2 第 1 項第 5 号）

都道府県知事等は、浄化槽台帳に関する事務の一部を指定検査機関その他当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められる者に委託することができることとされている。（規則第 57 条の 2 第 3 項）

②浄化槽台帳システム

浄化槽台帳システムは、データベースと DBMS（データベース管理システム）で構築された浄化槽台帳である。

浄化槽情報をデータベース管理することで、浄化槽の設置や維持管理に関するデータを一つの端末やサーバに格納することができ、また、管理項目の増加に対しては、テーブルを増やして管理することも可能になる。

浄化槽台帳システムで管理されるデータは、どの浄化槽の情報なのかを識別することができるよう、浄化槽管理者や浄化槽の設置場所等で構成される基本情報に対して、維持管理情報等の追加登録される情報が紐づけして管理されている。情報を紐づけして一元管理することにより、浄化槽の設置、廃止や維持管理の実施に関する最新の状況を把握することができ、指導対象浄化槽の抽出や集計をスムーズに行うことができる。

3) 浄化槽台帳情報を有効に活用するための条件

浄化槽台帳に登録された情報を各種の施策に活用するためには、浄化槽台帳で管理する情報ができる限り正確かつ最新のものに更新される必要がある。特に、維持管理情報のような膨大な量の情報を収集・管理するうえでは、情報の収集及び台帳への登録の作業を効率的に行うことが求められ、そのためには、官民が連携して浄化槽台帳を整備する体制の

構築が必要となる。浄化槽台帳に登録する維持管理情報は、保守点検業者、清掃業者及び指定検査機関から収集するが、収集及び登録作業を効率的に実施するためには、各事業者が情報を電子化し、それらを表計算ソフトやオンラインシステムを用いて機械可読なデータ形式で収集する必要がある。

また、収集した維持管理情報を浄化槽台帳に登録するためには、浄化槽設置届出書等に記載された情報等で構成される基本情報と維持管理情報の紐づけが必要となる。通常、設置場所や処理の対象、処理対象人員等の情報を用いて両者の突合を行い、突合できた浄化槽の維持管理情報を浄化槽台帳に登録する。この作業を効率化する方法として、各浄化槽に付した他と重複しない符号である「浄化槽コード」を自治体と関連事業者で共有する等の工夫が考えられる。

（２）浄化槽台帳システムの導入手順

浄化槽台帳システムの標準的な導入手順の詳細は、[「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第３版」](#)（令和３年４月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室）＜<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/manual/ledger/pdf/ledger-introduction-manual03.pdf>＞に示すとおりである。

（３）浄化槽台帳システムの管理項目の設定

浄化槽台帳システムの標準的な管理項目を表 3-1 に示す。表中の項目は次の４種類であり、浄化槽台帳システムの設計においては、最低限これらの項目を設定することが望ましい。

- 各種届出書に記載される情報
- 行政指導等の記録
- 関係事業者から収集した情報との突合に活用する情報（浄化槽番号）
- 上記のほか、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第３版」に示す基本的な行政目的を達成するために必要な情報

表 3-1 浄化槽台帳システムの標準的な管理項目（１）

情報種別	情報項目
①浄化槽設置届出書、 <u>建築確認申請書に添付される浄化槽調書等</u> または <u>浄化槽変更届出書</u> の記載情報	• 設置者住所 • 設置者氏名（法人は法人名） • 設置者電話番号 • 設置場所の地名地番 • 浄化槽型式名 • 浄化槽メーカー • 方式名 • 告示区分

表 3-1 浄化槽台帳システムの標準的な管理項目（2）

情報種別	情報項目
	• 認定番号 • 処理の対象 • 建築物用途 • 建築物延べ床面積 • 処理対象人員 • 処理対象人員の算定根拠 • 日平均汚水量（m³/日）BOD 除去率 • 処理水 BOD • 河川、側溝、地下浸透等の放流先 • 自然流下、強制移送（ポンプ） • 浄化槽工事予定業者名 • 工事予定業者登録番号 • 着工予定年月日 • 使用開始予定年月日 • 付近の見取り図 ※1 • その他特記すべき事項 • 行政庁記入欄
②使用開始の報告、 <u>浄化槽管理者変更報告書</u> または <u>浄化槽技術管理者変更報告書</u> の記載情報	• 浄化槽管理者住所 • 浄化槽管理者氏名（法人名） • 浄化槽管理者電話番号 • 設置場所住所（住居表示） • 使用開始年月日 • 浄化槽技術管理者名
③ <u>浄化槽使用休止届出書</u> の記載情報	• 休止前の清掃の年月日 • 休止の予定年月日 • 休止の理由 • 再開の予定年月日 • 消毒剤の撤去年月日 • 消毒剤の撤去者氏名
④ <u>浄化槽使用再開届出書</u> の記載情報	• 再開年月日 • 再開の理由
⑤ <u>浄化槽使用廃止届出書</u> の記載情報	• 使用廃止年月日 • 廃止理由

※1：紙ファイルの整理番号 等

表 3-1 浄化槽台帳システムの標準的な管理項目（3）

情報種別	情報項目
⑥行政指導等の記録	• 行政処分等の年月日 • 行政処分等の根拠 • 立入目的 • 立入年月日 • 苦情・改善・指導
⑦指定検査機関から報告された <u>法定検査の実施状況</u>	• 指定検査機関独自の浄化槽番号 • 検査種別検査日 • 検査結果 ※2 • （不適正の場合）その原因
⑧保守点検業者から報告された <u>保守点検の実施状況</u> 及び清掃業者から報告された <u>清掃の実施状況</u>	• 保守点検業者名 • 保守点検業者独自の浄化槽番号 • 保守点検年月日 • 保守点検の記録票 • 清掃業者名 • 清掃業者独自の浄化槽番号 • 清掃年月日 • 清掃の記録票
⑨ <u>その他</u>	• 自治体独自の浄化槽番号（管理番号） • 浄化槽の状況 ※3 • 個人設置と市町村設置の区分 • 補助対象と対象外の区分 • 下水道区域 ※4 • 届出年月日 ※5 • 届出区分 ※6 • 届出種別 ※7 • 廃止の判断根拠 • 休止年月日

※2：総合判定の結果、※3：使用開始前、使用中 等、※4：公共下水道告示済 等、

※5：各種届出書の届出日（受理日）、※6：届出書の種類、※7：根拠法令等

表 3-1 に示す項目のほか、「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第3版」を参考にし、各自治体が設定した行政目的を達成するために必要と考えられる項目（例：生活排水処理計画の見直しに活用される「清掃汚泥量」、災害時の早期復旧等に必要となる「浄化槽所在地の位置情報」等）を管理項目として選定する。また、「（5）維持管理情報の収集・登録」に記載する保守点検及び清掃業者から収集する維持管理情報のうち、表 3-1 に示されている

ない項目（例：保守点検、清掃時に測定された水質や汚泥堆積厚等）についても、維持管理の指導等に有用と考えられる場合、管理項目として選定することが望ましい。

（４）各種届出書に基づく情報の登録（設置、管理者変更、休止、廃止）

１）浄化槽設置届出書または建築確認申請書に添付される浄化槽調書等

浄化槽の新設に伴う届出書が提出されたときは、浄化槽台帳への新規登録を行う。届出書に記載された情報を入力するとともに、浄化槽番号を設定する。

２）その他の届出書

以下の①～⑦の届出書が提出されたときは、すでに浄化槽台帳に登録されている対象浄化槽の情報を確認し、届出・報告情報を追加登録する。

- ①浄化槽変更届出書（省令^{注1}別記様式第２号）
- ②浄化槽使用開始の報告（規則^{注2}第８条の２第１項）
- ③浄化槽技術管理者の変更の報告（規則^{注2}第８条の２第２項）
- ④浄化槽管理者の変更の報告（規則^{注2}第８条の２第３項）
- ⑤浄化槽使用休止届出書（規則^{注2}様式第１号）
- ⑥浄化槽使用再開届出書（規則^{注2}様式第１号の２）
- ⑦浄化槽使用廃止届出書（規則^{注2}様式第１号の３）

注１：浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する
省令

注２：環境省関係浄化槽法施行規則

対象浄化槽の情報が登録されていない場合は、無届浄化槽の可能性があるため、提出された届出書類に記載された情報に基づき、基本情報を入力するとともに、浄化槽番号の設定を行う。また、届出書類の提出により、浄化槽の状況（使用中、休止中等）が変更されたことが明らかになった場合は、最新の状況に更新する。

（５）維持管理情報の収集・登録

１）収集する維持管理情報の項目

（１）の３）で述べたとおり、都道府県及び市町村等における浄化槽台帳の精度の向上のためには、浄化槽に係る関係者が各浄化槽を識別することができる「浄化槽コード」（次項にて後述）を用いて、維持管理情報を管理することが必要であり、これにより新設浄化槽（把握できていない浄化槽を含む）の情報登録と既設浄化槽における情報の更新等を行う。収集した維持管理情報は都道府県等が管理する浄化槽台帳に登録し、第４章に述べる行政指導に活用する。

浄化槽管理者に対する維持管理に関する指導等を行うために必要と考えられる保守点検業者及び清掃業者から収集する維持管理情報の項目について、表３-２に例示する。表中、保

守点検及び清掃の実施を把握するために最低限必要と考えられる項目を「毎回収集する項目（■）」としており、それ以外の収集項目については、各自治体の実情に応じて決定することが望まれる。なお、表右側に参考として併記した、収集した情報の変更のレベル（※1）、指定検査機関が有する可能性のある項目（※2）、国の統計調査に関連する項目（※3）については、収集項目の決定における参考情報として示す。

収集項目の選択における注意点を以下に記載する。

- 「浄化槽コード」の代わりに、浄化槽の設置位置の緯度経度により浄化槽を特定するなど、代用可能な収集項目がある場合は、情報収集のしやすさ等を考慮し、表 3-2 に例示する以外の項目を含めて決定することが望まれる。
- 報告者が都道府県と市町村等と同じ維持管理情報を二重に報告する状況とならないよう注意する。収集項目には、浄化槽台帳整備を事務移譲している市町村で既に収集している項目、指定検査機関が所有する可能性のある項目等（表 3-2※2 参照）が含まれる場合があり、都道府県は市町村等に対し、収集している項目について継続的に確認し、共有することが望まれる。これらの情報共有が可能であれば、維持管理情報の収集項目からは除外する等、報告者の負担を減らす工夫が必要である。
- 収集の頻度は、各自治体の実情に応じて決定する。また、収集項目数は、状況に応じて見直しを行い、追加できるよう浄化槽台帳システムを整備する。

保守点検業者及び清掃業者に対し情報収集を行う際に使用する報告様式について、参考資料（2）及び（3）に例示する。記入方法については、各自治体の浄化槽台帳システムに応じて選択式、記述式を決定すること。

2）収集した維持管理情報の登録

保守点検及び清掃業者から収集した維持管理情報を浄化槽台帳システムに登録するためには、すでに登録されている基本情報と新たに収集した維持管理情報を紐づけする必要がある。紐づけ作業においては、通常、「浄化槽の設置場所」や「処理の対象」の情報が合致する場合に、同一の浄化槽の情報として特定する。

浄化槽台帳システムに情報が登録されている浄化槽と紐づけされた浄化槽の維持管理情報には、その浄化槽に設定された「自治体独自の浄化槽番号」を付与し、「自治体独自の浄化槽番号」が付与された維持管理情報を浄化槽台帳に登録することにより、基本情報と維持管理情報を紐づけした管理が実施可能となる。

浄化槽の維持管理情報は膨大なデータ量になるため、上記の紐づけの作業の実施回数を減らし、維持管理情報の登録作業を効率化する必要がある。この効率化に向けた「浄化槽コード」の活用方法を図 3-2 に示す。図 3-2 では、「自治体独自の浄化槽番号」を「浄化槽コード」と表記している。

自治体が設定した「浄化槽コード」を保守点検・清掃業者と共有し、その後に収集する維持管理情報に「浄化槽コード」を記載させることによって、収集した維持管理情報を浄化槽台帳システムに一括入力できるようになる（図 3-2 左側）。

一方で、「浄化槽コード」を関連業者と共有することが困難な場合は、保守点検・清掃業者が設定した「業者独自の浄化槽番号」を記載した浄化槽情報を収集し、「業者独自の浄化槽番号」と「浄化槽コード」の対照表を作成しておくことにより、収集した維持管理情報に対応する「浄化槽コード」が容易に特定され、浄化槽台帳システムに一括入力できる（図 3-2 右側）。

「業者独自の浄化槽番号」は契約番号や顧客番号でも代用できるが、浄化槽管理者の変更等によって契約を結び直す際に契約番号が変更される事例もある。その場合は、突合作業を円滑に進行する観点から浄化槽番号を変えずに用いることが望ましいが、紐づけ作業を再度行う必要がある。

「浄化槽コード」及び「業者独自の浄化槽番号」は重複しない一意の値であることが必須となり、複数の浄化槽に同一のコード、浄化槽番号を設定しないよう注意が必要である。保守点検・清掃業者の中には、自社が管理する浄化槽の情報に管理番号を設定していない業者も存在するため、「自治体独自の浄化槽番号」（「浄化槽コード」）と「業者独自の浄化槽番号」を紐づけする方針とした場合は、業者に対して、既に把握されている番号（契約番号や顧客番号等）を業者独自の浄化槽番号と設定するように促すことが求められる。

また、浄化槽台帳システムにすでに登録されている基本情報と業者から収集した維持管理情報が突合できないケースも多く認められる。例えば、浄化槽台帳システムに登録されている浄化槽の設置場所が「地番」で、業者から収集した設置場所が「住居表示」でそれぞれ異なる情報が表記されている場合や、浄化槽設置時に届出書が提出されていない場合（無届浄化槽）等がこれに該当する。業者から収集した情報が無届浄化槽の情報であると判断された場合は、設置年月日や浄化槽の種類等得られた情報に基づき、浄化槽台帳システムに入力する。さらに、無届浄化槽であることが分かるようにし、浄化槽管理者に設置の届出を要請したうえで、「自治体独自の浄化槽番号」を設定する。

表 3-2 保守点検業者及び清掃業者からの維持管理情報の収集項目

No	大分類	収集項目	情報収集先と入手する維持管理情報		参考				
			保守点検業者	清掃業者	収集した情報の変更のレベル※1			指定検査機関が有する可能性のある項目※2	国の統計調査に関連する項目※3
					不変	更新	追加		
1	基本情報	自治体独自の浄化槽番号(管理番号)	◎	◎	●				
2		保守点検/清掃業者独自の浄化槽番号	◎	◎	●				
3		処理の対象	□	□	●			●	●
4		方式名	□	□	●			●	●
5		処理対象人員	□	□	●			●	●
6		浄化槽管理者氏名(法人名)	□	□		●		●	
7		施設名称	□	□		●		●	
8		設置場所住所(住居表示)	□	□		●		●	
9		浄化槽管理者住所	□	□		●		●	
10		浄化槽管理者郵便番号				●		●	
11		浄化槽管理者電話番号				●		●	
12		浄化槽管理者連絡先(メールアドレス)				●		●	
13		浄化槽技術管理者名				●			
14		浄化槽型式名			●			●	
15		浄化槽メーカー			●			●	
16		BOD除去率			●			●	
17		処理水BOD			●			●	
18		河川、側溝、地下浸透等の放流先				●		●	
19		建築物用途				●		●	●
20		設置届出年月日			●				●
21		使用開始年月日			●				
22		契約状況(管理中/管理拒否(年月日)/契約解除(年月日)/未契約/休止/廃止)				●			●
23	使用状況	浄化槽廃止の理由・廃止時期、浄化槽休止時期				●			●
24		再開年月日					●		
25	管理状態	保守点検年月日	■				●		●
26		清掃年月日		■			●		●
27		躯体の漏水の有無	■	■			●	●	
28		躯体・内部設備の著しい破損の有無	■	■			●	●	
29		槽周辺の環境(臭気の有無)	■	■			●	●	
30		住民からの悪臭や騒音等の苦情対応					●	●	
31		報告者より行政への指導等の要請					●	●	
32		放流水の透視度(度)					●	●	
33		放流水のpH					●	●	
34		堆積汚泥厚、スカム厚					●	●	
35		浄化槽の補修履歴(本体、仕切板)					●	●	
36	保守点検業者情報	保守点検業者名	■				●	●	
37		保守点検業者住所					●		
38		保守点検業者電話番号					●		
39		浄化槽管理士氏名					●		
40	清掃業者情報	浄化槽管理士番号					●		
41		清掃業者名		■			●	●	
42		清掃業者住所					●		
43		清掃業者電話番号					●		
44		清掃担当者名					●		

備考

◎：浄化槽番号もしくは保守点検/清掃業者独自の番号を「浄化槽コード」として記入する

□：自治体独自の浄化槽番号を付して報告することができる場合に記載不要な項目

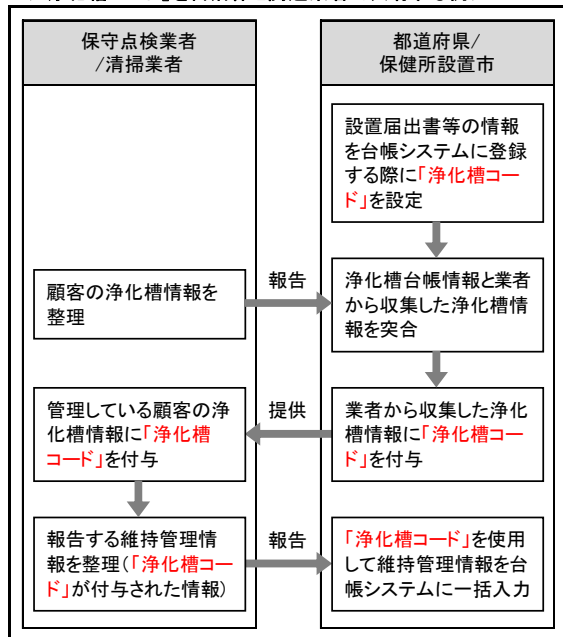
■：毎回報告する項目

※1：収集した情報の変更のレベルを示す。情報の変更のレベルは「不変(原則として変更がない)」、「更新(新しい情報に置換される)」、「追加(新しい情報が累積され、古い情報も保存される)」の3つに分類される。

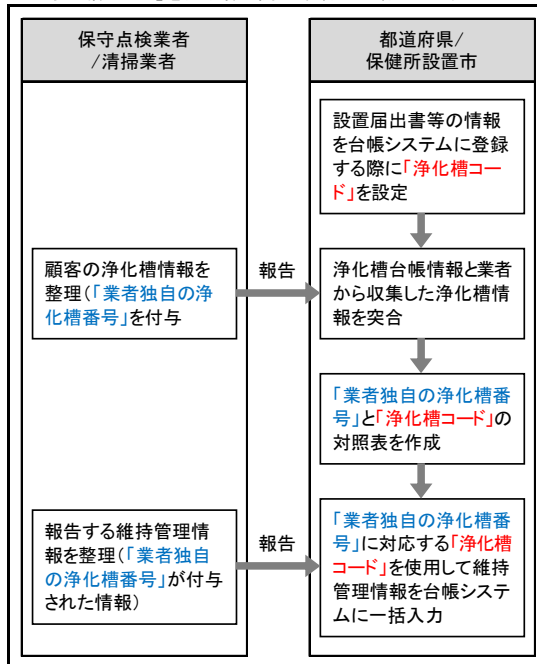
※2：「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第3版」を基に作成。

※3：環境省：浄化槽の指導普及に関する調査結果(環境省ホームページ：<https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/>)及び「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル第3版」を基に作成。

＜「浄化槽コード」を自治体と関連業者で共有する例＞



＜「浄化槽コード」を自治体と関連業者で共有しない例＞



※図中の「浄化槽コード」は自治体独自の浄化槽番号を意味する
「業者独自の浄化槽番号」は契約番号や顧客番号でも代用可

図 3-2 「浄化槽コード」の活用方法

（６）情報の精査

１）継続的な浄化槽台帳の更新に伴う浄化槽維持管理精度の向上

（５）の２）で述べた維持管理情報の収集及び更新は、維持管理の精度を向上するため、継続的に行う必要がある。継続的な維持管理情報の収集により、浄化槽台帳の精度の向上及びこれに伴う適切な行政指導の徹底が図られる。指導の徹底により、保守点検、清掃の実施率及び法定検査の受検率の向上が期待され、これに伴い浄化槽の維持管理業務全体の信頼性の向上に繋がると考えられる。浄化槽台帳の精度の向上に伴う適切な行政指導の徹底のイメージについて、図 3-4 に示す。

２）収集した維持管理情報等による浄化槽台帳の精査

都道府県等の浄化槽台帳は、（４）で述べた各種届出書に基づく情報と指定検査機関より定期的に報告される法定検査の情報等が登録され、新しい情報に更新されることで、保守点検・清掃業者から収集した維持管理情報との突合が円滑になる。都道府県等の浄化槽台帳の登録情報と保守点検・清掃業者から収集した維持管理情報に不整合が生じた場合、不整合となる原因を特定し、原因に応じた対応を行ったうえで浄化槽台帳を更新することにより、精査が進捗する。図 3-5 に示すように、不整合となった浄化槽は、都道府県等の浄化槽台帳または収集した維持管理情報の一方にのみ記載されている浄化槽等である。

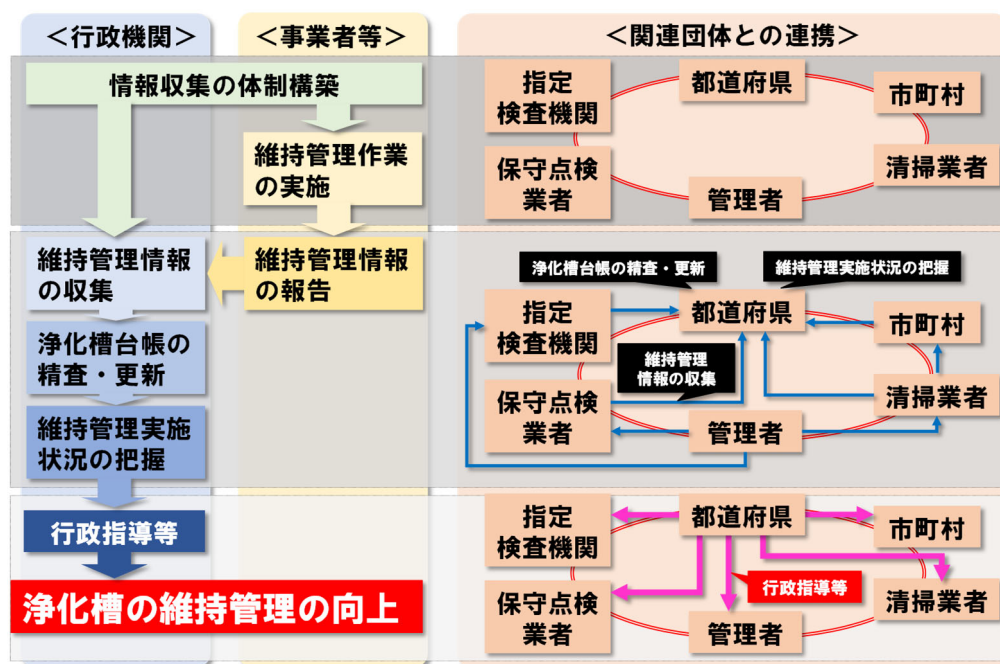


図 3-4 浄化槽台帳の精度の向上に伴う適切な行政指導の徹底のイメージ

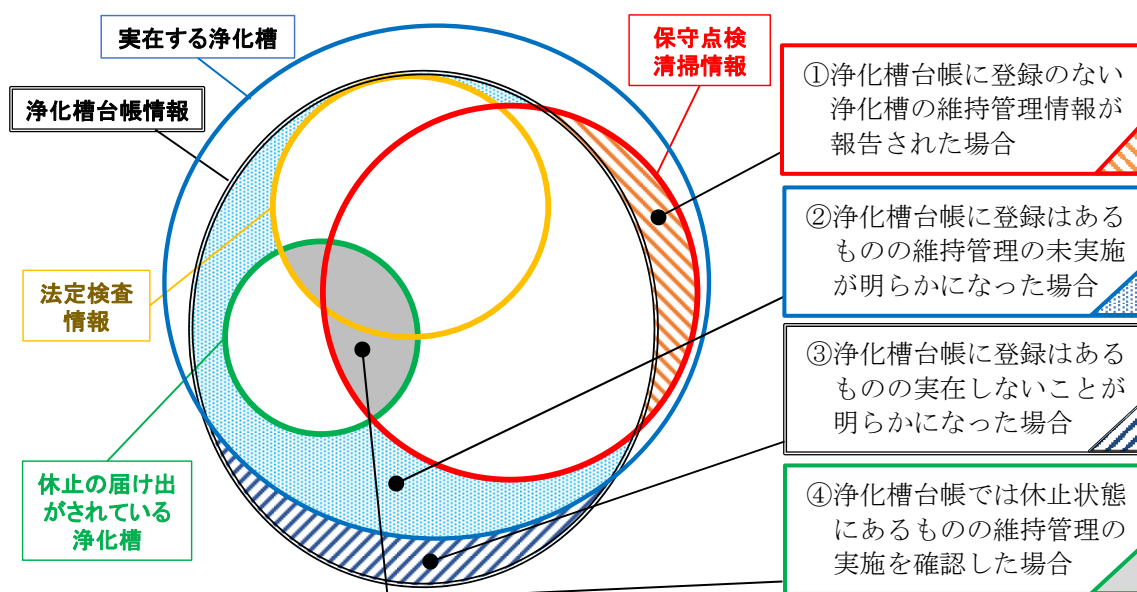


図 3-5 浄化槽台帳及び収集した維持管理情報の不整合のイメージ

不整合となった浄化槽は、設置または使用実態を把握するための精査をし、不整合の原因ごとの対応が必要である。不整合となる原因と対応について以下に、精査に必要な情報例を表 3-3 に示す。

①都道府県の浄化槽台帳に登録のない浄化槽の維持管理情報が報告された場合

<原因>

- a) 設置の届け出がされていない無届浄化槽等が存在する⇒ 精査対象
- b) 建築確認申請がされていない無届浄化槽等が存在する⇒ 精査対象

<対応>

無届浄化槽であることが分かるようにした上で収集した情報を浄化槽台帳に登録すること等が挙げられる。

②都道府県の浄化槽台帳に登録はあるものの維持管理の未実施が明らかになった場合

<原因>

- c) 休止の届け出がされずに浄化槽の使用が休止されている⇒ 精査対象
- d) 使用中であるが保守点検、清掃、法定検査を実施していない
- e) 浄化槽管理者が自ら維持管理を行っている

<対応>

必要に応じて浄化槽管理者に対し該当する届けの提出等を求める、あるいは保守点検及び清掃の契約、法定検査の受検に関する指導等を行い、それらの情報を浄化槽台帳へ登録すること等が挙げられる。ただし、c) に該当する場合において、浄化槽管理者の所在が不明であるなど、届けの提出が困難な場合は、現地確認の結果等に基づき休止と判断し、その判断の根拠を浄化槽台帳に登録する。

③浄化槽台帳に登録はあるものの実在しないことが明らかとなった場合

<原因>

- f) 設置の届け出がされたものの設置されていない（計画中止）⇒ 精査対象
- g) 廃止の届け出がされずに浄化槽が廃止されている⇒ 精査対象

<対応>

f) に該当する場合は、計画中止である旨を浄化槽台帳に登録する等により、指導対象とならないようにする。g) に該当する場合は、必要に応じて浄化槽管理者に対し該当する届けの提出等を求める。ただし、浄化槽管理者の所在が不明であるなど、届けの提出が困難な場合は、現地確認等の結果に基づき廃止と判断し、その判断の根拠を浄化槽台帳に登録する。

④浄化槽台帳では休止状態にあるものの維持管理の実施を確認した場合

<原因>

- h) 使用再開の届け出がされずに使用を再開している⇒ 精査対象

<対応>

浄化槽管理者、保守点検業者又は清掃業者等に使用が再開されたことの確認を行い、浄化槽管理者に対し使用再開の届けを提出させ、使用が再開されたことを浄化槽台帳に登録する。

表 3-3 精査に必要な情報例

精査に必要な情報	不整合の分類（図 3-5）			
	①	②	③	④
■現地確認等	●	●	●	●
■保守点検業者、清掃業者、浄化槽管理者等からの情報収集 浄化槽台帳に登録すべき情報 例：処理の対象、処理対象人員(人槽)、 浄化槽管理者氏名(または法人名)、設置場所住所等	●			
■市町村等からの情報収集 - 行政区域内の世帯主及び住所の一覧 - 上水道の給水台帳（世帯主及び住所の一覧） - 下水道台帳（接続済の世帯主及び住所の一覧） - 空き家に関する情報	●	●	●	●

※ ①～④共通の注意点

- 現場確認等の実施において、都道府県は保守点検業者及び清掃業者との連携や、浄化槽の悉皆調査等の取り組みを進めることが必要である。その際、必要に応じて外部委託等も検討する。
- 都道府県等の浄化槽台帳と報告された維持管理情報とで同一の浄化槽情報を、異なる手法（住居表示と地番等）で入力・管理しており、突合が困難となる場合が想定される。この場合、（５）の２）と同様、対照表を作成し、現地確認等と併せて、都道府県等の浄化槽台帳の管理項目に維持管理情報を統一することが望ましい。あるいは、浄化槽台帳システムの整備段階において、都道府県等と指定検査機関、保守点検及び清掃業者との間で情報の管理手法を統一することに関し、協議会等において検討のうえ、決定することが望ましい。
- 地方公共団体が管理する届出等については、その保存期間を経過し廃棄された場合、届出等の確認ができないことも想定されるため、保守点検業者、清掃業者、指定検査機関及び浄化槽管理者からの情報収集により適宜、補足することが望まれる。

（７）浄化槽台帳システムの活用方法

浄化槽台帳システムを整備することにより、以下の①～⑦に示すような活用が可能となる。このうち、①～③については、「４．指導事務の手順」において後述する。

①未管理浄化槽に対する指導への活用

⇒第４章（７）

検索機能を活用し、保守点検、清掃、法定検査が実施されていない浄化槽を抽出し、

出力したリストに基づき、指導の徹底が図られる。

②苦情や問い合わせに関する対応への活用 ⇒第4章（5）

浄化槽管理者からの苦情や問い合わせがあった際、その管理者が所有する浄化槽の基本情報、維持管理状況、行政指導の状況を確認しながら対応することが可能となる。

③不具合の認められる浄化槽の改善指導への活用 ⇒第4章（3）、（6）

検索機能を活用し、法定検査で不適正と判定された浄化槽や特定既存単独処理浄化槽の疑いのある浄化槽等を抽出し、効率的な改善について指導を行うことが可能となる。

④みなし浄化槽等の浄化槽への転換への活用

供用年数の長いみなし浄化槽等、積極的に合併処理浄化槽への転換を促す対象をリストアップし、効率的な指導を行うことが可能となる。また、GIS 機能を活用すると、みなし浄化槽が集中して設置されている地域を可視化できるため、地域を絞り込んで転換を推進することが可能となる。

⑤災害時の浄化槽復旧に向けた対応

GIS 機能を活用することで、災害時において、被災した浄化槽の設置場所を迅速に把握することが可能となり、早期復旧に向けた被害調査等の初動やその後の復旧工事等に向けた実効的な取り組みが可能となる。

⑥環境省へ提出する集計データの整理

集計機能を活用することにより、例年、環境省が実施する「浄化槽の指導普及に関する調査」等に係る集計を効率的に行うことが可能となる。

⑦その他の活用方法

GIS 機能を活用した生活排水処理計画の見直し、し尿・浄化槽汚泥処理計画の更新に浄化槽台帳データを活用することが可能となる。さらに、地域内に設置された浄化槽におけるポンプ、ブロワ等の機器類の数量を整理することにより、長寿命化計画や補助事業に関する基礎資料を作成することが可能となる。

4. 指導事務の手順

(1) 指導の対象となる浄化槽と指導内容

1) 浄化槽の維持管理に関する指導事務

法令に基づき、都道府県知事等（※1）により行われる浄化槽の維持管理に関する指導事務は、表4-1のとおり整理される。その内容は、法定検査の受検に関する指導（法第7条の2及び第12条の2関係）と、保守点検または清掃の実施に関する指導（法第12条関係）、特定既存単独処理浄化槽に対する措置（法附則第11条関係）、ならびにこれらに関する報告及び立入検査（法第53条関係）で構成される。本章では、これらの法令に基づき実施する指導の内容について述べる。

表4-1 浄化槽法に基づく維持管理に関する指導事務の概要

浄化槽法	概要	情報の流れ	罰則
第7条の2 第1項	7条検査受検の指導・助言	都道府県知事等⇒管理者	
第7条の2 第2項	7条検査受検の勧告	都道府県知事等⇒管理者	
第7条の2 第3項	7条検査受検の勧告に係る措置命令	都道府県知事等⇒管理者	第66条の2
第12条 第1項	保守点検・清掃に関する 助言・指導・勧告	都道府県知事等⇒ 管理者、保点業者、 清掃業者、技術管理者	
第12条 第2項	保守点検・清掃に関する 改善措置命令	都道府県知事等⇒ 管理者、保点業者、 清掃業者、技術管理者	第62条
第12条の2 第1項	11条検査受検の指導・助言	都道府県知事等⇒管理者	
第12条の2 第2項	11条検査受検の勧告	都道府県知事等⇒管理者	
第12条の2 第3項	11条検査受検の勧告に係る措置命令	都道府県知事等⇒管理者	第66条の2
第53条 第1項	保守点検、清掃の業務に関する 報告の徴収	当該行政庁⇒ 管理者、製造業者、工事業者、 保守点検業者、清掃業者、検査機関等	第64条
第53条 第2項	保守点検、清掃の業務に関する 立入検査	当該行政庁⇒ 管理者、製造業者、工事業者、 保守点検業者、清掃業者、検査機関等	第64条
附則第11条 第1項	特定既存単独処理浄化槽に対する 措置に係る助言・指導	都道府県知事等⇒管理者	
附則第11条 第2項	特定既存単独処理浄化槽に対する 措置に係る勧告	都道府県知事等⇒管理者	
附則第11条 第3項	特定既存単独処理浄化槽に対する 措置に係る措置命令	都道府県知事等⇒管理者	附則第11 条 第5項

【罰則】

○第62条：懲役6月以下または罰金100万円以下

○第64条：罰金30万円以下

○第66条の2：過料30万円以下

○附則第11条第5項：罰金30万円以下

(※1) 都道府県知事等

法第5条第1項において、“都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第5項、第7条第1項、第12条の4第2項、第5章、第48条第4項、第49条第1項及び第57条を除き、以下同じ。）”と規定されている。本マニュアルにおいて、この規定に該当する箇所は、都道府県知事等と記載する。

2) 指導の対象となる浄化槽

地方公共団体から浄化槽管理者に対し、浄化槽の維持管理に関する行政指導等を実施する際、その対象となる浄化槽の条件は表4-2のとおり整理される。

表4-2 指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応(1)

分類	例示	指導対象とする根拠	指導等を行う根拠	指導等の内容	指導等の様式	報告の様式	本章(3)における記載
① 設置後等の水質検査(7条検査)が未受検である。		法第7条第1項	法第7条の2第1項	助言及び指導	様式1	—	1)
			法第7条の2第2項	勧告	様式2	—	
			法第7条の2第3項	措置命令	様式3	—	
② 生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる。		法第12条第1項	法第12条第1項	助言、指導または勧告	様式1、様式4、様式5	様式6	—
	例1) 当該年度の 法定検査 (7条検査または11条検査)の 総合判定が、不適正 である。	法第1条	同上	同上	同上	同上	2-1)
	例2) 近隣の 住民等より 浄化槽からの悪臭、騒音、振動または放流水の水質等に関する 苦情 があげられている。	法第1条	同上	同上	同上	同上	2-2)
	例3) 当該年度の法定検査または保守点検の結果から、浄化槽から公共用水域等に 放流される水の 水質が環境省令で定める技術上の基準、あるいは浄化槽の構造方法に定める 処理性能を満足していない 状態が認められる。 なお、放流水のBODと透視度の関係は、法定検査における透視度の判断方法に基づくこととし、不可と判断される区分に該当することを目安とする。	法第4条第1項、規則第1条の2、建築基準法第31条第2項、建築基準法施行令第32条、第35条第1項、昭和55年7月14日建設省告示1292号	同上	同上	同上	同上	2-3)

表中、網掛け部分は行政手続法上の不利益処分に該当する。
指導等に対する報告は、法第53条第1項を根拠として求める。

表 4-2 指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応（２）

分類	例示	指導対象とする根拠	指導等を行う根拠	指導等の内容	指導等の様式	報告の様式	本章(3)における記載
②	生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる。	法第12条第1項	法第12条第1項	助言、指導または勧告	様式1、様式4、様式5	様式6	—
	例４） 当該年度の法定検査、保守点検、または清掃の結果から、 保守点検について 、環境省令で定める回数、もしくは国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない状態が認められる。 ただし、当該浄化槽が通常の使用状態ではない場合を除く。	法第10条第1項、規則第6条	同上	同上	同上	同上	2-4)
	例５） 当該年度の法定検査、保守点検、または清掃の結果から、 清掃について 、使用開始または直前の清掃からの経過期間が1年、または環境省令で定める期間、あるいは国土交通大臣の認定を受けた期間以上経過しているにもかかわらず、実施されていない状態が認められる。	法第10条第1項、規則第7条	同上	同上	同上	同上	2-4)
③	保守点検の技術上の基準または清掃の技術上の基準に従って保守点検または清掃が行われていないと認められる。	法第12条第2項	法第12条第2項	措置または使用停止命令	様式7、様式8	様式9	3)
④	毎年1回の水質検査（11条検査）が未受検である。	法第11条第1項	第12条の2第1項 第12条の2第2項 第12条の2第3項	助言及び指導 勧告 措置命令	様式1 様式2 様式3	— — —	1)
⑤	特定既存単独処理浄化槽（そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる。）に該当する。	法附則第11条第1項	法附則第11条第1項 法附則第11条第2項 法附則第11条第3項	助言及び指導 勧告 措置命令	様式14 様式15 様式16	— 様式17 同上	4)

表中、網掛け部分は行政手続法上の不利益処分に該当する。

指導等に対する報告は、法第53条第1項を根拠として求める。

表中、②の例４）及び例５）については、保守点検または清掃が長期（複数年）にわたり実施されていないことにより、生活環境の保全または公衆衛生上の問題を生じるおそれがある浄化槽について、指導対象とする。

3）指導内容

行政指導等の対象となる浄化槽管理者への主な指導等の内容は、次のとおりである。個々の浄化槽管理者に対する詳細な指導等の内容は、本章（３）において後述する。

① 設置後等の水質検査（7条検査）が未受検である。（法第7条第1項）

新たに設置され、またはその構造もしくは規模の変更をされた浄化槽について、使用開始から3か月を経過した日から5か月の間に指定検査機関の行う水質に関する検査を受けていないと認められる場合、必要な指導及び助言をすることができる。（法第7条の2第1項）

さらに、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき（※2）は、当該浄化槽

管理者に対し、相当の期限（※３）を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。（法第 7 条の 2 第 2 項）

上記の勧告を受けた浄化槽管理者が正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、相当の期限（※３）を定め、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。（法第 7 条の 2 第 3 項）

（※２）生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき

表 4-2「指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応」の②における例示をはじめとして、保守点検または清掃が適正に行われていないこと等により、水質汚濁、悪臭等の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を生じさせるおそれがあり、これを防止する必要があると認められるとき。

（※３）相当の期限

浄化槽管理者が勧告または命令を受け、指導内容に基づく改善の実施に至るまでの期間を鑑み、60 日から 90 日の範囲を目安とする。

② 生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる。（法第 12 条第 1 項）

生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき（※２）は、保守点検または清掃について助言、指導または勧告をすることができる。

上記の勧告に対して、当該行政庁は法の施行に必要な限度において、浄化槽の保守点検もしくは清掃または業務に関し報告させることができる。（法第 53 条第 1 項）

③ 保守点検の技術上の基準または清掃の技術上の基準に従って保守点検または清掃が行われていないと認められる。（法第 12 条第 2 項）

保守点検の技術上の基準または清掃の技術上の基準に従って、浄化槽の保守点検または清掃が行われていないと認めるときは、浄化槽の保守点検または清掃について必要な改善措置を命じ、または 10 日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

上記の措置命令または使用停止命令に対して、当該行政庁は法の施行に必要な限度において、浄化槽の保守点検もしくは清掃または業務に関し報告させることができる。（法第 53 条第 1 項）

④ 毎年 1 回の水質検査（11 条検査）が未受検である。（法第 12 条の 2）

毎年 1 回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けていないと認められる場合、必要な指導及び助言をすることができる。（法第 12 条の 2 第 1 項）

さらに、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき（※２）は、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限（※３）を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧

告をすることができる。(法第 12 条の 2 第 2 項)

上記の勧告を受けた浄化槽管理者が正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、相当の期限(※3)を定め、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。(法第 12 条の 2 第 3 項)

⑤ 特定既存単独処理浄化槽に該当する。(法附則第 11 条)

そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められる単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言または指導をすることができる。(法附則第 11 条第 1 項)

さらに、上記の助言または指導をしてもなお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限(※3)を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。(法附則第 11 条第 2 項)

上記の勧告を受けた浄化槽管理者が正当な理由なく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、相当の期限(※3)を定め、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。(法附則第 11 条第 3 項)

上記の①～⑤の指導等に当たり、当該行政庁は、法の施行に特に必要があると認めるときは、その職員に浄化槽のある土地もしくは建物等に立入、帳簿書類その他の物件を検査させ、または関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめその居住者の承諾を得なければならない。(法第 53 条第 2 項)

この立入検査は、保守点検または清掃の実施率や、指導対象となる浄化槽の数等、地域の実情に応じて実施の必要性が異なると考えられる。このように、地域の実情に応じて行うことが望ましい指導等については、本マニュアルの次節以降、**網掛け**にて表示した。

(2) 指導対象浄化槽の抽出

1) 抽出方法

第 3 章において整備された浄化槽台帳の情報に基づき、指導対象となる浄化槽を抽出する。このとき、法定検査の結果に加え、保守点検、清掃等の維持管理情報や住民からの苦情に関する情報も活用する。とくに、表 4-2「指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応」に示す②の例 1)「法定検査の総合判定が不適正」以外の条件に該当する浄化槽の抽出については、これらの情報によることとなる。

一方、保守点検または清掃の実施率や法定検査の受検率が低いなど、多くの浄化槽管理者が必ずしも十分に維持管理の義務を理解していないと考えられる場合は、法律に基づく行

政指導等に先立ち、維持管理が未実施の浄化槽管理者に対して浄化槽法上の維持管理の義務を周知・啓発し、維持管理の実施を促すことが適当である。このとき用いる様式を別記様式0として例示する。

2) 留意事項

指導対象となる浄化槽を抽出し、行政指導等を行う工程において、次の点に配慮を要する。

① 指導対象とする浄化槽の優先順位を設定する。

指導対象となる浄化槽が同時期に複数抽出された際、当該地方公共団体における人員、予算等の制約により、すべての対象浄化槽に対して速やかに行政指導を行うことが困難である場合が想定される。このような場合、法第1条に示す目的にのっとり、生活環境の保全及び公衆衛生について、現に問題を生じていることが明らかである、あるいはその可能性が高い浄化槽に対し、優先して行政指導を行うことが適当である。

具体例としては、表4-2「指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応」に示す②（生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる。）の中では、例1）「法定検査の総合判定が不適正」、例2）「近隣の住民等より苦情があがっている」、例3）「放流水質が不良である」は、例4）「長期にわたり保守点検の回数が不足」及び例5）「長期にわたり清掃の回数が不足」より優先して指導対象とする等が考えられる。

② 最新の維持管理情報を参照する。

放流水の水質の悪化等、浄化槽の維持管理に関する問題は、指導対象として抽出する前に、維持管理等により解消する可能性がある。問題が解消されていない浄化槽に対してのみ、確実に指導事務を行うため、最新の維持管理情報を参照し、必要と認められた際に指導等を行うこととする。

③ 休止・廃止浄化槽を把握する。

提出された休止・廃止届の情報を把握して浄化槽台帳に反映し、これらを指導対象としないよう抽出する。

休止・廃止届が提出されていない場合、保守点検・清掃の情報、上下水道の利用状況、空き家情報等の関連情報を把握し、浄化槽管理者に対して休止・廃止届の提出を促すとともに、休止・廃止届が提出された場合は浄化槽台帳を更新する。

あるいは、下水道台帳・し尿収集履歴との突合や空き家情報等、関係機関への情報収集からみて使用実態がなく、今後もその使用が見込まれないことが特定できた浄化槽については、法定の休廃止手続きがとられていない場合においても、浄化槽台帳にその状況を記載し、休廃止に準じた扱いとする。

④ 休止後、使用が再開された浄化槽を漏らさず対象とする。

提出された使用再開届の情報を浄化槽台帳に反映し、これらを漏らさず指導対象とするよう抽出する。

使用再開届が提出されていない場合、保守点検・清掃の情報、上水道の利用状況等の関連情報から使用再開の事実を把握し、浄化槽管理者に対して使用再開届の提出を促すとともに、浄化槽台帳を更新する。

（３）指導事務の手順

表 4-2「指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応」に示す各指導事務は、根拠法令及び指導内容に基づき、図 4-1 に示すように類型化される。図中、左側の①～⑤の番号は、表 4-2「指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応」の分類を表し、右側の 1) ～ 4) の番号は、本節における記述を表わす。

これらの指導事務における個々の浄化槽管理者に対する指導内容等を以下に示す。

1) 法定検査が未受検の浄化槽への対応

表 4-2「指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応」に示す「①設置後等の水質検査（7 条検査）が未受検である。」浄化槽に該当するとして、法第 7 条の 2 第 1 項、第 2 項、及び第 3 項に基づき、行政指導等を実施する。

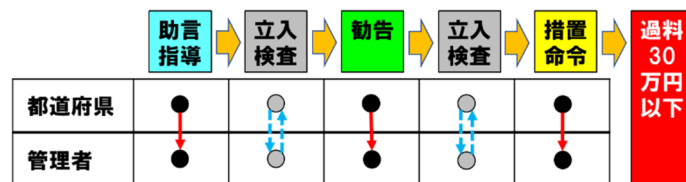
または、「④毎年 1 回の水質検査（11 条検査）が未受検である。」浄化槽に該当するとして、法第 12 条の 2 第 1 項、第 2 項、及び第 3 項に基づき、行政指導等を実施する。

これらは指導等を行う根拠法令が異なるものの、いずれも指導等の内容は共通であるため、1) においては「①設置後等の水質検査（7 条検査）が未受検である。」浄化槽について記述し、「④毎年 1 回の水質検査（11 条検査）が未受検である。」浄化槽については、根拠法令を括弧内の条文に読み替えて行うこととする。

当該指導等の手順は、次のとおり例示される。

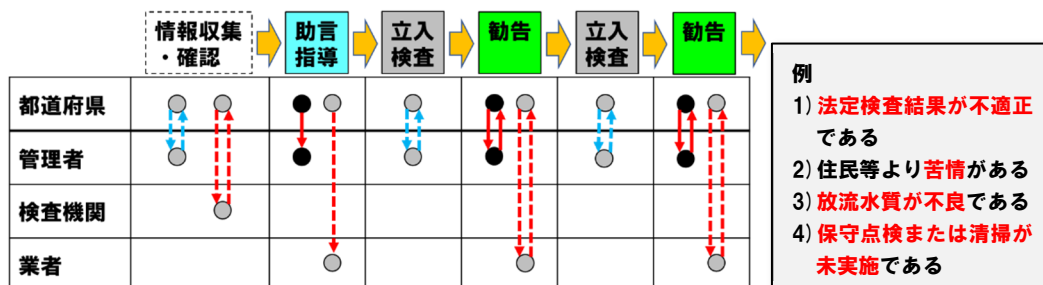
① 設置後等の水質検査(7条検査)が未受検である。 ⇒1)

④ 毎年1回の水質検査(11条検査)が未受検である。 ⇒1)

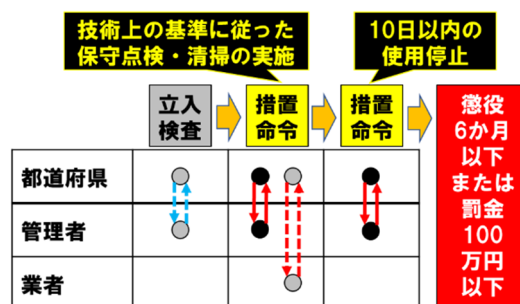


受検の事実の確認は月毎の検査報告
(法第7条第2項 or 第11条第2項)により実施

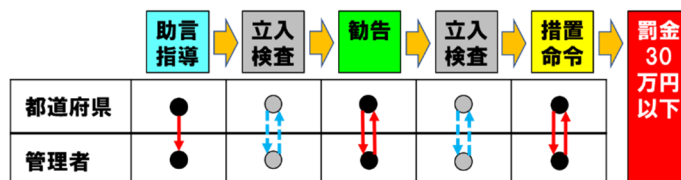
② 生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる。 ⇒2-1)~2-4)



③ 保守点検の技術上の基準または清掃の技術上の基準に従って保守点検または清掃が行われていないと認められる。 ⇒3)



⑤ 特定既存単独処理浄化槽に該当する。 ⇒4)



→ : 文書送付等
→ : 口頭説明・確認
● : 標準的な手順
● : 適宜実施する手順

図 4-1 浄化槽法に基づく維持管理に関する指導事務の流れ

1－1）浄化槽管理者に対する助言及び指導

都道府県は、7条検査の受検が台帳等により確認出来ない場合、当該浄化槽管理者に対し、法第7条の2第1項（11条検査については、法第12条の2第1項）に基づき、**別記様式1**を用いた文書の送付等（電子メール等を含む。以下同じ。）により7条検査の受検が必須である旨助言し、指定検査機関に受検を申し込むよう指導を行う。その際には指定検査機関の連絡先を伝達する。

当該浄化槽管理者における受検の事実についての確認は、法第7条第2項（11条検査については、法第11条第2項）に基づく指定検査機関からの検査の実施報告により行う。

7条検査の受検の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

一方、当該年度に助言及び指導を行ったにもかかわらず、次年度に受検の事実について確認されず、かつ生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき（※2）は、次年度にあらためて助言及び指導を行うことなく、1－2）に示す勧告に移行する。

なお、受検の事実が確認されなくとも、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認められないときは、次年度に繰り返し本項に示す助言及び指導を行う。

1－2）助言及び指導により改善が認められなかった浄化槽管理者に対する勧告

都道府県は、1－1）の助言及び指導によっても、7条検査が未受検であり、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるとき（※2）は、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限（※3）を定めて、法第7条の2第2項（11条検査については、法第12条の2第2項）に基づき、**別記様式2**を用いた文書の送付等により改善を勧告する。当該文書には、浄化槽管理者に7条検査を受けられない正当な理由がある場合に、その旨を説明するための連絡先を通知する。

なお、上記の勧告に先立ち、早期かつ確実に改善を図るため、法第53条第2項に基づき、立入検査を行うことが望ましい。立入検査においては、当該浄化槽管理者に対し、対面により助言及び指導を行った内容について事実を確認する。

その結果、未改善であった場合は、あらためて改善するよう促し、未改善の状態を継続する場合は勧告の文書を発出する旨、通知する。改善済みであった場合は、その事実を証する書類等により確認し、その情報を浄化槽台帳に反映する。

当該浄化槽管理者における受検の事実についての確認は、法第7条第2項（11条検査については、法第11条第2項）に基づく指定検査機関からの検査の実施報告等により行う。

7条検査の受検の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

1－3）改善勧告に応じない浄化槽管理者に対する措置命令

都道府県は、1－2）の勧告をしたにもかかわらず、当該浄化槽設置者から正当な理由の説明がなく、7条検査が受検されない場合には、相当の期限（※3）を定めて、法第7条の2第3項（11条検査については、法第12条の2第3項）に基づき、**別記様式3**により7条検査の受検を命令する。

なお、上記の命令に先立ち、確実に改善を図るため、法第 53 条第 2 項に基づき、立入検査を行うことが望ましい。立入検査においては、当該浄化槽管理者に対し、対面により前節の勧告を行った内容について事実を確認する。

その結果、未改善であった場合は、あらためて改善するよう促し、未改善の状態を継続する場合は、過料を伴う命令を発出する可能性がある旨、通知する。改善済みであった場合は、その事実を証する書類等により確認し、その情報を浄化槽台帳に反映する。

当該浄化槽管理者における受検の事実についての確認は、法第 7 条第 2 項（11 条検査については、法第 11 条第 2 項）に基づく指定検査機関からの検査の実施報告等により行う。

7 条検査の受検の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

一方、この命令で改善されない浄化槽管理者は、法第 66 条の 2 に基づき、30 万円以下の過料に処せられる（表 4-1）。

2）生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる浄化槽への対応

表 4-2「指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応」に示す「②生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる。」浄化槽の例 1）～例 5）に該当する浄化槽管理者等に対し、法第 12 条第 1 項及び法第 53 条第 1 項に基づいて行う行政指導等の手順について、2-1）～2-4）に示す。

2-1）法定検査結果が不適正である浄化槽への対応

表 4-2「指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応」に示す「②生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる。」浄化槽の例 1）「法定検査の総合判定が不適正」に該当するとして、法第 12 条第 1 項及び法第 53 条第 1 項に基づき、行政指導等を実施する。

当該指導等の手順は、次のとおり例示される。

2-1-1）指導等に向けた情報収集

都道府県は、法第 7 条第 2 項または法第 11 条第 2 項に基づき指定検査機関から報告される 7 条検査または 11 条検査の結果、総合判定が不適正とされた浄化槽を確認する。

このとき、必要に応じて検査結果書等、不適正の総合判定に至った原因に対し改善すべき事項が明らかとなる資料について、指定検査機関に対し報告を要請する。指定検査機関は都道府県の要請に応じて回答する。併せて、浄化槽台帳に登録された保守点検または清掃の情報等も適宜、活用する。

2-1-2）浄化槽管理者に対する助言及び指導

都道府県は、2-1-1）で確認した総合判定が不適正とされた原因に対し改善すべき事項のうち、保守点検または清掃に関する項目について、法第 12 条第 1 項に基づき、**別記様**

式 1 を用いた文書の送付等（電子メール等を含む。以下同じ。）により、当該浄化槽管理者に対し改善を要する旨助言し、実施するよう指導を行う。

当該浄化槽における改善の事実についての確認は、次年度以降の保守点検、清掃、法定検査の情報等により行う。

改善の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

一方、当該年度に助言及び指導を行ったにもかかわらず、次年度に改善の事実について確認されなかった場合は、次年度にあらためて助言及び指導を行うことなく、2-1-3) に示す勧告に移行する。

2-1-3) 助言及び指導により改善が認められなかった浄化槽管理者に対する勧告

都道府県は、2-1-2) の助言及び指導によっても、保守点検または清掃の改善が確認されなかった管理者に対し、法第 12 条第 1 項に基づき、別記様式 4 を用いた文書の送付等により改善を勧告する。

あるいは、当該浄化槽管理者の意思に反し、保守点検業者や清掃業者において適正な維持管理が行われていないと考えられる場合であり、かつ浄化槽管理者の当該浄化槽の使用方法について直接の原因がないものと解される場合は、都道府県は当該保守点検業者、清掃業者または技術管理者に対し法第 12 条第 1 項に基づき、別記様式 11 を用いた文書の送付等により改善を勧告する。

勧告に応じて改善を完了した場合には、法第 53 条第 1 項に基づき、当該浄化槽管理者等から別記様式 6 を用いた文書の送付等による改善報告を提出させる。これが可能となるよう、浄化槽管理者等に対し、別記様式 4 と併せて別記様式 6 の書類またはその電子データ等を提供する。

なお、上記の勧告に先立ち、早期かつ確実に改善を図るため、法第 53 条第 2 項に基づき、立入検査を行うことが望ましい。立入検査においては、当該浄化槽管理者に対し、対面により助言及び指導を行った内容について事実を確認する。

その結果、未改善であった場合は、あらためて改善するよう促し、未改善の状態を継続する場合は勧告の文書を発出する旨、通知する。改善済みであった場合は、その事実を証する書類等により確認し、その情報を浄化槽台帳に反映する。

当該浄化槽管理者における保守点検または清掃の改善の事実についての確認は、別記様式 6 の提出と併せて、次年度以降の法定検査の情報等により行う。

保守点検または清掃の改善の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

2-1-4) 改善勧告に応じない浄化槽管理者に対する対応

都道府県は、2-1-3) の改善を勧告したにもかかわらず、当該浄化槽管理者から改善報告が提出されず、改善の事実が確認されない場合には、別記様式 5 によりあらためて勧告し、別記様式 6 による報告を求める。

あるいは、当該浄化槽管理者の意思に反し、保守点検業者や清掃業者において適正な維持管理が行われていないと考えられる場合であり、かつ浄化槽管理者の当該浄化槽の使用方法について直接の原因がないものと解される場合は、都道府県から直接、当該保守点検業者、清掃業者または技術管理者に対し法第 12 条第 1 項に基づき、上記と同様に、**別記様式 12**を用いた文書の送付等により改善を勧告し、**別記様式 6**による報告を求める。

なお、上記の勧告に先立ち、確実に改善を図るため、法第 53 条第 2 項に基づき、立入検査を行うことが望ましい。立入検査においては、当該浄化槽管理者に対し、対面により前節の勧告を行った内容について事実を確認する。

その結果、未改善であった場合は、あらためて改善するよう促し、未改善の状態を継続する場合は、期間を定めた使用停止、懲役、あるいは罰金を伴う命令を発出する可能性がある旨、通知する。改善済みであった場合は、その事実を証する書類等により確認し、その情報を浄化槽台帳に反映する。

当該浄化槽管理者における保守点検または清掃の改善の事実についての確認は、**別記様式 6**の提出と併せて、次年度以降の法定検査の情報等により行う。

保守点検または清掃の契約の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

一方、この勧告で改善されない浄化槽については、繰り返し**別記様式 5**による勧告を行うか、あるいは法第 12 条第 2 項に基づく改善措置または当該浄化槽の使用停止の命令の適用について検討する。これらの命令に関しては、3) に記載する。

2-2) 苦情・問い合わせ対応

表 4-2「指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応」に示す「②生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる。」浄化槽の例 2)「近隣の住民等より苦情があげられている」に該当するとして、法第 12 条第 1 項及び法第 53 条第 1 項に基づき、行政指導等を実施する。

当該指導等の手順は、次のとおり例示される。

2-2-1) 維持管理の実施状況の確認

浄化槽から悪臭、騒音、振動等が発生し、または放流水質が悪化しているなどの苦情・問い合わせがあった際には、当該浄化槽が法定検査を受検しているかどうかを確認する。その結果、法定検査が受検されている場合には、保守点検または清掃の実施状況を検査結果に基づき確認する。

法定検査が受検されていない場合には、当該浄化槽管理者に対し電話等（電子メール等も含む）により保守点検・清掃の実施状況を確認する。加えて、法定検査が未受検であることについては、1) に記載した手順に準じて指導等を行うこととする。

2-2-2) 浄化槽管理者に対する助言及び指導

都道府県は、2-2-1) で確認した結果、保守点検・清掃を長期にわたり未実施の場合には、2-4) に記載した手順に準じて、浄化槽管理者に対し指導等を行うこととする。

保守点検・清掃を法令に定める頻度で実施していた場合、保守点検・清掃業者に対し悪臭・騒音・振動等、苦情・問い合わせに係る維持管理情報について、電話等（電子メール等も含む）により確認する。

苦情・問い合わせを受ける原因及び対策は、表 4-3 のように整理される。表に示すとおり、「直接の原因」が浄化槽の使用方法による（「対応の依頼先」が浄化槽管理者である）場合がある。浄化槽の使用方法により処理機能が影響を受けていると考えられる場合は、上記の指導と併せ浄化槽管理者に対して、使用方法を改善すべき旨を助言し、表 4-3 に示した対策も並行して行うよう指導する。このとき、表 4-3 の写しをとり、有効と考えられる対策に印を付して浄化槽管理者に送付等すること、あるいは同表から有効と考えられる対策の特定が困難な場合は、指定検査機関等に確認のうえ指導することが望ましい。

上記の確認の結果、保守点検または清掃に関して指導を要する問題が認められる場合には、法第 12 条第 1 項に基づき、**別記様式 1** を用いた文書の送付等（電子メール等を含む。以下同じ。）により、当該浄化槽管理者に対し改善を要する旨を助言し、実施するよう指導を行う。一方、特に問題が認められない場合には、浄化槽台帳に苦情・問い合わせがあった旨を記録する。

他方、表中の「直接の原因」や「対応の依頼先」等を参考に、当該浄化槽管理者の意思に反し、保守点検業者や清掃業者において適正な維持管理が行われていないと考えられる場合であり、かつ浄化槽管理者の当該浄化槽の使用方法について直接の原因がないものと解される場合は、法第 12 条第 1 項に基づき、**別記様式 10** を用いた文書の送付等（電子メール等を含む。以下同じ。）により、保守点検業者、清掃業者または技術管理者に対策の実行を促すよう助言し、改善すべき事項について指導する。

当該浄化槽における対策の実行の事実についての確認は、次年度以降の保守点検、法定検査の情報等により行う。

対策の実行の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

一方、当該年度に助言及び指導を行ったにもかかわらず、次年度に実行の事実について確認されないときは、次年度にあらためて助言及び指導を行うことなく、2-2-3) に示す勧告に移行する。

2-2-3) 助言及び指導により改善が認められなかった浄化槽管理者に対する勧告

2-1-3) と同様、浄化槽管理者に対して勧告し、改善報告を提出させる。**なお、これらに先立って行う立入検査についても同様とする。**

あるいは、当該浄化槽管理者の意思に反し、保守点検業者や清掃業者において適正な維持管理が行われていないと考えられる場合であり、かつ浄化槽管理者の当該浄化槽の使用方法について直接の原因がないものと解される場合は、2-1-3) と同様、都道府県は当該

保守点検業者、清掃業者または技術管理者に対し、勧告を行う。

当該浄化槽管理者における対策の実行の事実についての確認は、**別記様式 6** の提出と併せて、次年度以降の保守点検、清掃、法定検査の情報等により行う。

対策の実行の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

表 4-3 浄化槽に関する主な苦情・問い合わせの原因及び対策（１）

苦情・問合せの内容	発生か所	直接の原因	対策	対応の依頼先	
槽周辺の状況					
臭気の発生					
し尿臭	各槽共通	強酸・強アルカリ等の流入	中性の製品への変更	使用者 管理者	
		し尿の流入量が多い	脱臭装置の設置		
	生物反応槽	生物量の不足	シーディング	保守点検業者	
		DOの不足	空気配管、散気管の閉塞の解消	保守点検業者	
			空気配管の補修	保守点検業者	
			ブロワのフィルタの掃除	保守点検業者	
			ブロワのダイヤフラムの交換（交換時期の場合）	保守点検業者	
			ブロワの交換（交換時期の場合）	保守点検業者	
			生物支持体充填部の閉塞の解消（逆洗&汚泥移送）	保守点検業者	
		空気供給量の大きいブロワへの交換	保守点検業者		
	硫化水素	各槽共通	硫黄成分の流入	全量清掃	清掃業者
			硫黄を含まない製品への変更	使用者	
	生物反応槽	一次処理装置からの汚泥流出 & 堆積に伴う嫌気性分解の進行	生物反応槽からの汚泥移送	保守点検業者	
			一次処理装置のろ床のガス抜き	保守点検業者	
			空気洗浄等による短絡の解消	保守点検業者	
			剥離汚泥の増加に伴う嫌気性分解の進行	手動逆洗&汚泥移送 自動逆洗の設定見直し	保守点検業者 保守点検業者
	沈殿槽等	汚泥堆積に伴う嫌気性分解の進行	一次処理装置への汚泥移送	保守点検業者	
	有機酸	各槽共通	油脂類の流入	食器等の油脂類のふき取り	使用者 管理者
糖尿・嘔吐物の流入			油脂分離装置の設置・維持管理		
		槽の拡大（入れ替え） 流入水量の増加による希釈	全量清掃	工事業者 清掃業者	
一次処理装置			油脂類・糖尿・嘔吐物の流入	脱臭装置の設置	管理者
生物反応槽		油脂類・糖尿・嘔吐物の流入	一次処理装置のばっ気	保守点検業者	
			空気供給量の大きいブロワへの交換	保守点検業者	
騒音					
	ブロワ	防振対策の不備	防振ゴムの設置、補修	保守点検業者	
		設置場所の不備	駆動装置の基礎と建物の基礎を離す（改修工事）	工事業者	
	配管	固定不良	固定し直す	保守点検業者	
衛生害虫の大量発生					
カ、 チョウバエ、 ミズアブ	一次処理装置、沈殿槽等	放流先からや維持管理時における成虫の侵入&増殖	薬剤散布	保守点検業者	
			殺虫プレートの設置	保守点検業者	
			放流口等への防虫網の設置	保守点検業者	
			清掃	清掃業者	

表 4-3 浄化槽に関する主な苦情・問い合わせの原因及び対策（2）

苦情・問合せの内容		発生か所	直接の原因	対策	対応の依頼先	
躯体、設備						
	担体/ろ材の流出	一次処理装置	汚泥の過剰蓄積に伴うろ材受けの破損	ろ材の回収、洗浄、ろ材受けの補修	保守点検業者	
			ろ床の閉塞、ガスだまりに伴うろ材押さえの破損	ろ材の回収、洗浄、ろ材押さえの補修	保守点検業者	
		生物反応槽	水位上昇	閉塞の解消 &流出した担体の回収 又は補充	保守点検業者	
			放流先からの逆流	流出した担体の回収or補充	保守点検業者	
			担体受け/押さえ等の破損	担体受けor押さえの補修 &流出した担体の回収 or補充	保守点検業者	
処理機能						
	透視度の低下	一次処理装置	汚泥流出	清掃	清掃業者	
				ガス抜き	保守点検業者	
			水量負荷が高い	循環水量を少なくする	保守点検業者	
				節水型家庭用品への切り替え	管理者・使用者 使用者	
				排水のピーク分散		
		オフィスの閉塞	布等による掃除	保守点検業者		
		二次処理装置	汚泥堆積・流出	清掃	清掃業者	
				接触材、担体等の逆洗 &汚泥移送	保守点検業者	
				一次処理装置への汚泥移送（自給式ポンプ）	保守点検業者	
				循環水量を多くする	保守点検業者	
				流量調整移送水量を少なくする	保守点検業者	
			BOD負荷が高い	生物反応槽へのシーディング	保守点検業者	
				空気供給量の大きいブローへの交換	保守点検業者	
				一次処理装置のばっ気	保守点検業者	
			常時逆洗運転	保守点検業者		
			BOD負荷が低い（過ばっ気）	空気逃がしの活用	保守点検業者	
		水量負荷が高い	節水型家庭用品への切り替え	管理者・使用者 使用者		
			排水のピーク分散			
			強酸・強アルカリの流入	中性の製品への変更	使用者	
			油脂類の流入	食器等の油脂類のふき取り	使用者	
				油脂分離装置の設置・維持管理	管理者・使用者	
			色素成分の流入	色素成分を含まない製品への切り替え	使用者	
オフィスの閉塞	布等による掃除		保守点検業者			
発泡		一次処理装置	洗剤の過剰な流入	洗剤使用量の低減	使用者	
		生物反応槽	洗剤の過剰な流入	洗剤使用量の低減	使用者	
		一次処理装置における汚泥・生物量の不足	一時的な循環停止による一次処理装置の滞留時間の延長	保守点検業者		

2-2-4) 改善勧告に応じない浄化槽管理者に対する対応

2-1-4)と同様、浄化槽管理者に対しあらためて勧告し、改善報告を提出させる。なお、これらに先立って行う立入検査についても同様とする。

あるいは、当該浄化槽管理者の意思に反し、保守点検業者や清掃業者において適正な維持

管理が行われていないと考えられる場合であり、かつ浄化槽管理者の当該浄化槽の使用方法について直接の原因がないものと解される場合は、2－1－4）と同様、都道府県は、当該保守点検業者、清掃業者または技術管理者に対し、勧告を行う。

当該浄化槽管理者における対策の実行の事実についての確認は、**別記様式 6**の提出と併せて、次年度以降の保守点検、清掃、法定検査の情報等により行う。

使用方法、保守点検または清掃の改善の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

一方、この勧告で改善されない浄化槽については、繰り返し**別記様式 5**による勧告を行うか、あるいは法第 12 条第 2 項に基づく改善措置または当該浄化槽の使用停止の命令の適用について検討する。これらの命令に関しては、3）に記載する。

2－3）放流水質が不良である浄化槽への対応

表 4-2「指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応」に示す「②生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる。」浄化槽の例 3）「放流水質が不良である」に該当するとして、法第 12 条第 1 項及び法第 53 条第 1 項に基づき、行政指導等を実施する。

当該指導等の手順は、次のとおり例示される。

2－3－1）指導等に向けた情報収集

都道府県は、法第 7 条第 2 項または法第 11 条第 2 項に基づき指定検査機関から報告される 7 条検査または 11 条検査の結果、あるいは保守点検の結果から、公共用水域等に放流される水の水質が、環境省令で定める技術上の基準（規則第 1 条の 2）、あるいは浄化槽の構造方法に定める処理性能（昭和 55 年 7 月 14 日 建設省告示 1292 号）を満足していない浄化槽を確認する。

一方で、多くの浄化槽の保守点検等においては、放流水の BOD が測定されていないと推測される。このため、水質不良の判断に当たっては、法定検査における透視度の判断方法に基づき、不可と判断される区分に該当することを目安とする（参考資料（5））。

2－3－2）浄化槽管理者に対する助言及び指導

都道府県は、2－3－1）で確認した浄化槽管理者について、浄化槽台帳の維持管理情報等を確認し、保守点検・清掃を長期にわたり未実施の場合には、2－4）に記載した手順に準じて、浄化槽管理者に対し指導等を行うこととする。

保守点検・清掃を法令に定める頻度で実施していた場合、保守点検・清掃業者に対し悪臭・騒音・振動等、苦情・問い合わせに係る維持管理情報について、電話等（電子メール等も含む）により確認する。

放流水質が不良である原因及び対策は、表 4-3 のように整理される。浄化槽の使用方法により処理機能が影響を受けていると考えられる場合は、上記の指導と併せ浄化槽管理者に

対して、使用方法を改善すべき旨を助言し、表 4-3 に示した対策も並行して行うよう指導する。このとき、表 4-3 の写しをとり、有効と考えられる対策に印を付して浄化槽管理者に送付等すること、あるいは同表から有効と考えられる対策の特定が困難な場合は、指定検査機関等に確認のうえ指導することが望ましい。

上記の確認の結果、保守点検または清掃に関して指導を要する問題が認められる場合には、法第 12 条第 1 項に基づき、**別記様式 1** を用いた文書の送付等（電子メール等を含む。以下同じ。）により、当該浄化槽管理者に対し改善を要する旨助言し、実施するよう指導を行う。一方、特に問題が認められない場合には、浄化槽台帳に苦情・問い合わせがあった旨を記録する。

他方、表中の「直接の原因」や「対応の依頼先」等を参考に、当該浄化槽管理者の意思に反し、保守点検業者や清掃業者において適正な維持管理が行われていないと考えられる場合であり、かつ浄化槽管理者の当該浄化槽の使用法について直接の原因がないものと解される場合は、法第 12 条第 1 項に基づき、**別記様式 10** を用いた文書の送付等（電子メール等を含む。以下同じ。）により、保守点検業者、清掃業者または技術管理者に対策の実行を促すよう助言し、改善すべき事項について指導する。

当該浄化槽における対策の実行の事実についての確認は、次年度以降の保守点検、法定検査の情報等により行う。

改善の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

一方、当該年度に助言及び指導を行ったにもかかわらず、次年度に改善の事実について確認されなかった場合は、次年度にあらためて助言及び指導を行うことなく、2-3-3) に示す勧告に移行する。

2-3-3) 助言及び指導により改善が認められなかった浄化槽管理者に対する勧告

2-1-3) と同様、浄化槽管理者に対して勧告し、改善報告を提出させる。なお、これらに先立って行う立入検査についても同様とする。

あるいは、当該浄化槽管理者の意思に反し、保守点検業者や清掃業者において適正な維持管理が行われていないと考えられる場合であり、かつ浄化槽管理者の当該浄化槽の使用法について直接の原因がないものと解される場合は、2-1-3) と同様、都道府県は当該保守点検業者、清掃業者または技術管理者に対し、勧告を行う。

当該浄化槽管理者における対策の実行の事実についての確認は、**別記様式 6** の提出と併せて、次年度以降の保守点検、清掃、法定検査の情報等により行う。

対策の実行の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

2-3-4) 改善勧告に応じない浄化槽管理者に対する対応

2-1-4) と同様、浄化槽管理者に対し改めて勧告し、改善報告を提出させる。なお、これらに先立って行う立入検査についても同様とする。

あるいは、当該浄化槽管理者の意思に反し、保守点検業者や清掃業者において適正な維持

管理が行われていないと考えられる場合であり、かつ浄化槽管理者の当該浄化槽の使用方法について直接の原因がないものと解される場合は、2－1－4）と同様、都道府県から直接、当該保守点検業者、清掃業者または技術管理者に対し、勧告を行う。

当該浄化槽管理者における対策の実行の事実についての確認は、**別記様式 6**の提出と併せて、次年度以降の保守点検、清掃、法定検査の情報等により行う。

使用方法、保守点検または清掃の改善の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

一方、この勧告で改善されない浄化槽については、繰り返し**別記様式 5**による勧告を行うか、あるいは法第 12 条第 2 項に基づく改善措置または当該浄化槽の使用停止の命令の適用について検討する。これらの命令に関しては、3）に記載する。

2－4）保守点検または清掃が未実施の浄化槽への対応

保守点検または清掃を長期にわたり（特に、複数年にわたり）未実施の場合には、表 4-2「指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応」に示す「②生活環境の保全、または公衆衛生上必要があると認められる。」浄化槽の例 4）「長期にわたり保守点検の回数が不足」または例 5）「長期にわたり清掃の回数が不足」に該当するとして、法第 12 条第 1 項及び法第 53 条第 1 項に基づき、行政指導等を実施する。

なお、2－4）においては長期にわたり未実施の場合を念頭に置いているが、法令に定める頻度で保守点検または清掃が実施されていない浄化槽についても、生活環境の保全または公衆衛生上必要と認めるとき（※ 2）には、本節に記載した手順に準じて指導等を行うこととする。

当該指導等の手順は、次のとおり例示される。

2－4－1）浄化槽管理者に対する助言及び指導

都道府県は、当該浄化槽管理者に対し、法第 12 条第 1 項に基づき、**別記様式 1**を用いた文書の送付等により保守点検、清掃が必須である旨助言し、定期的実施するよう指導を行う。

当該浄化槽管理者における保守点検または清掃の実施の事実についての確認は、次年度以降の保守点検、清掃、法定検査の情報等により行う。

保守点検または清掃の実施の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

一方、当該年度に助言及び指導を行ったにもかかわらず、次年度に保守点検または清掃の実施の事実について確認されなかった場合は、次年度にあらためて助言及び指導を行うことなく、2－4－2）に示す勧告に移行する。

2－4－2）助言及び指導により改善が認められなかった浄化槽管理者に対する勧告

2-1-3)と同様、浄化槽管理者に対して勧告し、改善報告を提出させる。なお、これらに先立って行う立入検査についても同様とする。

勧告にかかる文書の送付に当たり、当該地域における保守点検業者または清掃業者の連絡先を整理したリストを同封する。

当該浄化槽管理者における保守点検または清掃の実施の事実についての確認は、**別記様式 6**の提出と併せて、次年度以降の保守点検、清掃、法定検査の情報等により行う。

保守点検または清掃の実施の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

2-4-3) 改善勧告に応じない浄化槽管理者に対する対応

2-1-4)と同様、浄化槽管理者に対し改めて勧告し、改善報告を提出させる。なお、これらに先立って行う立入検査についても同様とする。

当該浄化槽管理者における対策の実行の事実についての確認は、**別記様式 6**の提出と併せて、次年度以降の保守点検、清掃、法定検査の情報等により行う。

保守点検または清掃の契約の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

一方、この勧告で改善されない浄化槽については、繰り返し**別記様式 5**による勧告を行うか、あるいは法第 12 条第 2 項に基づく改善措置または当該浄化槽の使用停止の命令の適用について検討する。これらの命令に関しては、3)に記載する。

3) 法第 12 条第 2 項に基づく改善措置または当該浄化槽の使用停止の命令

都道府県は、法定検査、保守点検または清掃の結果、あるいは近隣の住民等からの苦情により、保守点検の技術上の基準（規則第 2 条）または清掃の技術上の基準（規則第 3 条）に従って保守点検または清掃が行われていないと認めるときは、浄化槽管理者に対し、当該浄化槽の保守点検または清掃について、法第 12 条第 2 項に基づき、**別記様式 7**を用いた文書の送付等により必要な改善措置を命じる。このとき、保守点検の技術上の基準、清掃の技術上の基準はいずれも多岐にわたることから、基準に従って行われていない項目を明示する。

上記の命令に応じて改善を完了した場合には、法第 53 条第 1 項に基づき、当該浄化槽管理者等から**別記様式 9**を用いた文書の送付等による改善報告を提出させる。これが可能となるよう、**別記様式 7**と併せて**別記様式 9**の書類またはその電子データ等を提供する。

この結果、保守点検または清掃の改善が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

一方、保守点検の技術上の基準または清掃の技術上の基準に従って保守点検または清掃が行われていないことの原因が保守点検業者または清掃業者にあると認められる場合、都道府県は、当該保守点検業者、清掃業者または技術管理者に対し法第 12 条第 2 項に基づき、**別記様式 13**を用いた文書の送付等により必要な改善措置を命じ、**別記様式 9**による報告を

求める。

あるいは、浄化槽管理者に対する上記の命令に対し改善されなかった場合には、法第 12 条第 2 項に基づき、**別記様式 8**を用いた文書の送付等により、10 日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命じる。

なお、上記の命令に先立ち、確実に改善を図るため、法第 53 条第 2 項に基づき、立入検査を行うことが望ましい。立入検査においては、当該浄化槽管理者に対し、対面により命令を行った内容について事実を確認する。

その結果、未改善であった場合は、あらためて改善するよう促し、未改善の状態を継続する場合は、期間を定めた使用停止、懲役、あるいは罰金を伴う命令を発出する旨、通知する。改善済みであった場合は、その事実を証する書類等により確認し、その情報を浄化槽台帳に反映する。

この命令に違反した浄化槽管理者は、法第 62 条に基づき、懲役 6 か月以下、または 100 万円以下の罰金に処せられる（表 4-1）。

4）特定既存単独処理浄化槽への対応

表 4-2「指導対象となる浄化槽の条件及び法令との対応」に示す「⑤特定既存単独処理浄化槽に該当する。」浄化槽として、法附則第 11 条第 1 項、第 2 項、第 3 項及び法第 53 条第 1 項に基づき、行政指導等を実施する。

なお、特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かの判定は、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針（令和 2 年 3 月 2 日環循適発第 2003027 号環境大臣決定）に基づき行う。

当該指導等の手順は、次のとおり例示される。

4－1）浄化槽管理者に対する助言及び指導

都道府県は、当該浄化槽管理者に対し、法第 12 条第 1 項に基づき、**別記様式 14**を用いた文書の送付等により合併処理浄化槽への転換または補修等必要な措置を行うよう助言し、実施するよう指導を行う。

当該浄化槽管理者における措置の実施の事実についての確認は、次年度以降の保守点検、清掃、法定検査の情報等により行う。

保守点検または清掃の実施の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

改善の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

一方、当該年度に助言及び指導を行ったにもかかわらず、次年度に措置の実施の事実について確認されなかった場合は、繰り返し指導及び助言を行うか、勧告に移行するか、勧告する場合はどのような措置とするか等について検討する。その際、協議会において協議すること等も考えられる。検討の結果を踏まえ、4－2）に示す勧告に移行する。

4－2）助言及び指導により改善が認められなかった浄化槽管理者に対する勧告

都道府県は、4－1）の助言及び指導によっても、特定既存単独処理浄化槽に対する措置が未実施であるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限（※3）を定めて、法附則第11条第2項に基づき、**別記様式 15**を用いた文書の送付等により措置の実施を勧告する。当該文書には、浄化槽管理者に措置を実施できない正当な理由がある場合に、その旨を説明するための連絡先を通知する。

勧告に応じて措置の実施を完了した場合には、法第53条第1項に基づき、当該浄化槽管理者等から**別記様式 17**を用いた文書の送付等による実施報告を提出させる。これが可能となるよう、浄化槽管理者等に対し、**別記様式 15**と併せて**別記様式 17**の書類またはその電子データ等を提供する。

なお、上記の勧告に先立ち、早期かつ確実に措置の実施を図るため、法第53条第2項に基づき、立入検査を行うことが望ましい。立入検査においては、当該浄化槽管理者に対し、対面により助言及び指導を行った内容について事実を確認する。このとき、必要に応じて指定検査機関と連携して行う。

その結果、措置が未実施であった場合は、あらためて実施するよう促し、未実施の状態を継続する場合は勧告の文書を発出する旨、通知する。実施済みであった場合は、その事実を証する書類等により確認し、その情報を浄化槽台帳に反映する。

当該浄化槽管理者における措置の実施の事実についての確認は、**別記様式 17**の提出と併せて、次年度以降の保守点検、清掃、法定検査の情報等により行う。

措置の実施の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

4－3）措置の実施の勧告に応じない浄化槽管理者に対する措置命令

都道府県は、4－2）の勧告をしたにもかかわらず、当該浄化槽管理者から正当な理由の説明がなく、特定既存単独処理浄化槽に対する措置が実施されない場合には、相当の期限（※3）を定めて、法附則第11条第3項に基づき、**別記様式 16**により措置の実施を命令する。

命令に応じて措置の実施を完了した場合には、法第53条第1項に基づき、当該浄化槽管理者等から**別記様式 18**を用いた文書の送付等による実施報告を提出させる。これが可能となるよう、浄化槽管理者等に対し、**別記様式 16**と併せて**別記様式 18**の書類またはその電子データ等を提供する。

なお、上記の命令に先立ち、確実に措置の実施を図るため、法第53条第2項に基づき、立入検査を行うことが望ましい。立入検査においては、当該浄化槽管理者に対し、対面により前節の勧告を行った内容について事実を確認する。このとき、必要に応じて指定検査機関と連携して行う。

その結果、措置が未実施であった場合は、あらためて実施するよう促し、未実施の状態を

継続する場合は、罰金を伴う命令を発出する可能性がある旨、通知する。措置が実施済みであった場合は、その事実を証する書類等により確認し、その情報を浄化槽台帳に反映する。

当該浄化槽管理者における措置の実施の事実についての確認は、**別記様式 18**の提出と併せて、次年度以降の保守点検、清掃、法定検査の情報等により行う。

措置の実施の事実が確認された場合は、その情報を浄化槽台帳に反映する。

一方、この命令で改善されない浄化槽管理者は、法附則第 11 条第 5 項に基づき、30 万円以下の罰金に処せられる（表 4-1）。

行政指導等にかかる文書の様式

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
(公印省略)
(担当 〇〇部〇〇課)

浄化槽の適正な維持管理の実施について

この文書は、浄化槽の維持管理が未実施の方に送付しています。

浄化槽は、トイレなどから発生する生活排水をきれいな水に処理して、側溝や河川等に放流する施設です。浄化槽の処理機能が低下すると、側溝や河川等が汚染されることにより、公衆衛生、生活環境の悪化を招くことに加え、日常生活の質や安全性を大きく損なう可能性があります。

このため、浄化槽を使用する者は、法令に基づき、適正な維持管理を定期的に行う義務があります。浄化槽の維持管理には、次の3つがあります。

① 保守点検

：浄化槽の点検、調整またはこれらに伴う修理をする作業。

浄化槽の保守点検業者（別紙参照）に依頼してください。

（浄化槽法第8条、第10条第1項、浄化槽法施行規則第2条、第6条）

② 清掃

：浄化槽内に生じた汚泥等の引き出し、調整するとともに、槽内の機器類の洗浄、掃除等を行う作業。

市町村が許可する浄化槽清掃業者（別紙参照）に依頼してください。

（浄化槽法第9条、第10条第1項、浄化槽法施行規則第3条、第7条）

③ 検査

：設置後の水質検査 処理機能をおおむね発揮した時点において行う水質に関する検査。
（浄化槽法第7条第1項）

：毎年1回行う水質に関する検査。

（浄化槽法第11条第1項）

都道府県知事が指定する指定検査機関（別紙参照）に依頼してください。

上記について、ご理解のうえ、浄化槽の維持管理を適正に実施していただきますよう、お願いいたします。

なお、本通知と行き違いですでに維持管理を実施いただいている場合は何卒ご容赦ください。

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
(公印省略)
(担当 〇〇部〇〇課)

浄化槽の適正な維持管理の実施について (指導・助言)

貴殿の所有する下記浄化槽は、以下の状態にあります。

イ	浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号) 【第 7 条第 1 項に定める設置後の水質検査 ・ 第 11 条第 1 項に定める毎年 1 回の水質検査】を受けていません。 この検査は、浄化槽の設置状況や機能を客観的に把握する手段として、〇〇県知事が指定する検査機関が実施し、これを受けることが義務付けられています。
ロ	浄化槽法 (昭和 58 年法律第 43 号) 第 10 条第 1 項に定める【保守点検 ・ 清掃】が適正に行われておらず、生活環境の保全または公衆衛生上、改善の必要があると認められます。

については、下記のとおり速やかに必要な措置をとってください。なお、この文書は浄化槽法【イ. 第 7 条の 2 第 1 項 ・ 第 12 条の 2 第 1 項 ・ ロ. 第 12 条第 1 項】に基づく指導及び助言に該当します。

記

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 指導及び助言にかかる措置の内容

イ	同法【第 7 条第 1 項に定める設置後の水質検査 ・ 第 11 条第 1 項に定める毎年 1 回の水質検査】の受検 ◆〇〇県知事が指定する検査機関 (措置を行うときの依頼先) 〇〇県浄化槽検査センター 連絡先： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇 所在地： 〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇市××町×丁目×番地×号
ロ	(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3. 指導及び助言に至った事由

上記 1 に示す浄化槽について、以下により指導対象としています。

イ	同法第 7 条第 1 項【第 11 条第 1 項】に定める検査を浄化槽法施行規則 (昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号) 第 4 条第 1 項【同条同項】に定める期間に受けていないこと。
ロ	以下の状態にあり、生活環境の保全または公衆衛生上、保守点検または清掃において改善の必要があると認められる。 ☐ ① 同法第 7 条または第 11 条に定める検査の総合判定が不適正である。 ☐ ② 近隣の住民等より悪臭、騒音、振動等に関する苦情があげられている。 ☐ ③ 放流される水の水質が所期の性能を満足していない。 ☐ ④ 保守点検が同法第 10 条第 1 項及び浄化槽法施行規則 (昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号) 第 6 条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。 ☐ ⑤ 清掃が同法第 10 条第 1 項及び同規則第 7 条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。 ☐ ⑥ その他 (具体的に記載)

4. 指導及び助言の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇

連絡先： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

(参考；様式 0、様式 1、様式 2、様式 3、様式 4、様式 5 関係)

◆イ（様式 0、様式 1、様式 2、様式 3）にかかる根拠法令の抜粋

浄化槽法第 7 条（設置後等の水質検査）

新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）、は 都道府県知事が第 57 条第 1 項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。

環境省関係浄化槽法施行規則第 4 条（設置後等の水質検査の内容等）

法第 7 条第 1 項の環境省令で定める期間は、使用開始後 3 月を経過した日から 5 月間とする。

浄化槽法第 11 条（定期検査）

浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。

◆ロ（様式 0、様式 1、様式 4、様式 5）にかかる根拠法令の抜粋

浄化槽法

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～二 （省略）

三 浄化槽の保守点検 浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

四 浄化槽の清掃 浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。

五～十二 （省略）

第 10 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。ただし、第 11 条の 2 第 1 項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽（使用が再開されたものを除く。）については、この限りでない。

環境省関係浄化槽法施行規則

（保守点検の回数の特例）

第 6 条 みなし浄化槽に関する法第 10 条第 1 項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに 1 回以上とする。

処理方法	浄化槽の種類	期間
全ばつ気方式	1 処理対象人員が 20 人以下の浄化槽	3 月
	2 処理対象人員が 21 人以上 300 人以下の浄化槽	2 月
	3 処理対象人員が 301 人以上の浄化槽	1 月
分離接触ばつ気方式、分離ばつ気方式又は単純ばつ気方式	1 処理対象人員が 20 人以下の浄化槽	4 月
	2 処理対象人員が 21 人以上 300 人以下の浄化槽	3 月
	3 処理対象人員が 301 人以上の浄化槽	2 月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下ろ過方式		6 月
備考	この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1 未満の端数は、切り上げるものとする。	

2 浄化槽に関する法第 10 条第 1 項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに 1 回以上とする。

処理方法	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式又は脱窒ろ床接触ばつ気方式	1 処理対象人員が 20 人以下の浄化槽	4 月
	2 処理対象人員が 21 人以上 50 人以下の浄化槽	3 月
活性汚泥方式		1 週
回転板接触方式、接触ばつ気方式又は散水ろ床方式	1 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1 週
	2 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（1 に掲げるものを除く。）	2 週
	3 1 及び 2 に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3 月
備考 この表における処理対象人員の算定は、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302）」に定めるところによるものとする。この場合において、1 未満の端数は、切り上げるものとする。		

- 3 環境大臣が定める浄化槽については、前 2 項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。
- 4 法第 11 条の 2 第 2 項の規定による再開の届出に当たって保守点検が行われたときは、前 3 項の規定の適用については、これを法第 10 条第 1 項に基づく保守点検とみなす。
- 5 駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前 4 項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。

（清掃の回数の特例）

第 7 条 法第 10 条第 1 項の規定による清掃の回数は、全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね 6 月ごとに 1 回以上とする。

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
（公印省略）
（担当 〇〇部〇〇課）

勧 告 書

貴殿の所有する下記浄化槽は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）【第 7 条第 1 項に定める設置後の水質検査 ・ 第 11 条第 1 項に定める毎年 1 回の水質検査】を受けていないため、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により、検査を受けるよう指導してきましたところありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、同法【第 7 条の 2 第 2 項 ・ 第 12 条の 2 第 2 項】に基づき勧告します。

記

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 勧告にかかる措置の内容

同法第 7 条第 1 項《第 11 条第 1 項》に定める検査の受検

3. 勧告に至った事由

上記 1 に示す浄化槽について、同法【第 7 条第 1 項に定める設置後の水質検査 ・ 第 11 条第 1 項に定める毎年 1 回の水質検査】を【浄化槽法施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号）第 4 条第 1 項 ・ 同法第 11 条第 1 項】に定める期間に受けていないこと。

4. 勧告の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

5. 措置の期限 〇〇年〇月〇日

6. 勧告にかかる措置を行うときの依頼先

〇〇県浄化槽検査センター《当該地域の指定検査機関の名称》
連絡先： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇
所在地： 〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇市××町×丁目×番地×号

- ・ 上記 2 に示す措置をとれない正当な理由がある場合は、その旨を上記 5 の期限までに上記 4 に示す者まで連絡すること。
- ・ 上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、同法第 7 条の 2 第 3 項《第 12 条の 2 第 3 項》の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
(公印省略)
(担当 〇〇部〇〇課)

命 令 書

貴殿の所有する下記浄化槽は、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)【第 7 条第 1 項に定める設置後の水質検査 ・ 第 11 条第 1 項に定める毎年 1 回の水質検査】を受けていないため、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により、検査を受けるよう勧告するとともに、同法【第 7 条の 2 第 3 項 ・ 第 12 条の 2 第 3 項】の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても勧告した措置がなされていないとともに、当該勧告に示した期限までに理由の連絡がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 措置の内容

同法【第 7 条第 1 項に定める設置後の水質検査 ・ 第 11 条第 1 項に定める毎年 1 回の水質検査】に定める検査の受検

3. 命ずるに至った事由

上記 1 に示す浄化槽について、同法【第 7 条第 1 項に定める設置後の水質検査 ・ 第 11 条第 1 項に定める毎年 1 回の水質検査】を【浄化槽法施行規則(昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号) 第 4 条第 1 項 ・ 同法第 11 条第 1 項】に定める期間に受けていないこと。

4. 命令の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

5. 措置の期限 〇〇年〇月〇日

6. 命令にかかる措置を行うときの依頼先

〇〇県浄化槽検査センター《当該地域の指定検査機関の名称》
連絡先： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
所在地： 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市××町×丁目×番地×号

- ・ 本命令に違反した場合は、同法第 66 条の 2 の規定に基づき、30 万円以下の過料に処せられます。
- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条及び第 45 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に〇〇知事に対し異議申立てをすることができます。

注：平成 26 年に成立した行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなっており(新法第 2 条)、新法施行後は当該都道府県知事に審査請求を行うことになる。(新法第 4 条第 1 号、なお、新法の施行日は、公布の日(平成 26 年 6 月 13 日)から起算して 2 年を超えない範囲において政令で定める日。)また、新法における審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月を経過するまで(新法第 18 条第 1 項)となる。

様式 4（生活環境の保全または公衆衛生にかかる勧告）

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
(公印省略)
(担当 〇〇部〇〇課)

勧 告 書

貴殿の所有する下記浄化槽は、適正な保守点検または清掃が行われていないため、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により、適正な保守点検または清掃を行うよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）法第 12 条第 1 項に基づき勧告します。

記

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 勧告にかかる措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3. 勧告に至った事由

上記 1 に示す浄化槽について、以下の状態にあり、生活環境の保全または公衆衛生上、保守点検または清掃において改善の必要があると認められる。

- ☐ ① 同法第 7 条または第 11 条に定める検査の総合判定が不適正である。
- ☐ ② 近隣の住民等より悪臭、騒音、振動等に関する苦情があげられている。
- ☐ ③ 放流される水の水質が所期の性能を満足していない。
- ☐ ④ 保守点検が同法第 10 条第 1 項及び浄化槽法施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号）第 6 条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。
- ☐ ⑤ 清掃が同法第 10 条第 1 項及び同規則第 7 条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。
- ☐ ⑥ その他（具体的に記載）

4. 勧告の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

5. 措置の期限 〇〇年〇月〇日

- ・上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
- ・上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
(公印省略)
(担当 〇〇部〇〇課)

勧 告 書

貴殿の所有する下記浄化槽は、適正な保守点検または清掃が行われていないため、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 12 条第 1 項に基づき改善するよう勧告しましたが、現在に至っても勧告した措置がなされた旨の報告が行われていません。

ついては、速やかに改善を完了するとともに、改善の完了後は同法 53 条第 1 項に基づき、〇〇年〇月〇日までに報告してください。

記

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 勧告にかかる措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3. 勧告に至った事由

上記 1 に示す浄化槽について、以下の状態にあり、生活環境の保全または公衆衛生上、保守点検または清掃において改善の必要があると認められる。

- ☐ ① 同法第 7 条または第 11 条に定める検査の総合判定が不適正である。
- ☐ ② 近隣の住民等より悪臭、騒音、振動等に関する苦情があげられている。
- ☐ ③ 放流される水の水質が所期の性能を満足していない。
- ☐ ④ 保守点検が同法第 10 条第 1 項及び浄化槽法施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号）第 6 条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。
- ☐ ⑤ 清掃が同法第 10 条第 1 項及び同規則第 7 条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。
- ☐ ⑥ その他（具体的に記載）

4. 勧告の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

5. 措置の期限 〇〇年〇月〇日

- ・上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
- ・上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

〇〇年〇月〇日

〇〇県知事
〇〇 〇〇 殿

〇〇 〇〇

報 告 書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号において、下記浄化槽の保守点検または清掃にかかる改善についての勧告があったところ、次のとおり改善を完了したため、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 53 条第 1 項に基づき報告します。

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 改善を完了した状況

（何をどのようにしたのか、具体的に記載）

3. 改善を完了したことを証する書類

（改善したことを証する写真、保守点検または清掃の記録票（記録票において措置の実施が確認出来る場合）、あるいは契約書の写し等を添付）

様式 7 (保守点検・清掃の技術上の基準の実施にかかる改善命令)

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
(公印省略)
(担当 〇〇部〇〇課)

命 令 書

貴殿の所有する下記浄化槽は、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 8 条または第 9 条に従い、適正な保守点検または清掃が行われていないため、同法第 12 条第 2 項に基づき、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3. 命ずるに至った事由

上記 1 に示す浄化槽の

☐ 保守点検において、
浄化槽法施行規則(昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号)第 2 条第〇号

☐ 清掃において、
浄化槽法施行規則(昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号)第 3 条第〇号

が未実施であること。

4. 命令の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先： 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

5. 措置の期限 〇〇年〇月〇日

- ・上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、同法第 62 条の規定に基づき、懲役 6 か月または 1 0 0 万円以下の罰金に処せられます。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条及び第 45 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に〇〇知事に対し異議申立てをすることができます。

注：平成 26 年に成立した行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなっており(新法第 2 条)、新法施行後は当該都道府県知事に審査請求を行うことになる。(新法第 4 条第 1 号、なお、新法の施行日は、公布の日(平成 26 年 6 月 13 日)から起算して 2 年を超えない範囲において政令で定める日。)また、新法における審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月を経過するまで(新法第 18 条第 1 項)となる。

様式 8 (保守点検・清掃の技術上の基準の実施にかかる使用停止命令)

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
(公印省略)
(担当 〇〇部〇〇課)

命 令 書

貴殿の所有する下記浄化槽は、浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 8 条または第 9 条に従い、適正な保守点検または清掃が行われていないため、同法第 12 条第 2 項に基づき、下記のとおり使用の停止を命令します。

記

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 使用停止の期間

〇〇年〇月〇日～〇〇年〇月〇日

3. 命ずるに至った事由

上記 1 に示す浄化槽の

- ☐ 保守点検において、
浄化槽法施行規則(昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号)第 2 条第〇号
- ☐ 清掃において、
浄化槽法施行規則(昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号)第 3 条第〇号

が未実施であること。

4. 命令の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

- ・本命令に違反した場合は、同法第 62 条の規定に基づき、懲役 6 か月または 1 0 0 万円以下の罰金に処せられます。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)第 6 条及び第 45 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に〇〇知事に対し異議申立てをすることができます。

注：平成 26 年に成立した行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなり、新法第 2 条)、新法施行後は当該都道府県知事に審査請求を行うことになる。(新法第 4 条第 1 号、なお、新法の施行日は、公布の日(平成 26 年 6 月 13 日)から起算して 2 年を超えない範囲において政令で定める日。)また、新法における審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月を経過するまで(新法第 18 条第 1 項)となる。

環境省関係浄化槽法施行規則

(保守点検の技術上の基準)

第2条 法第4条第7項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。
 - イ 第1条の準則の遵守の状況
 - ロ 流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況
 - ハ 槽の水平の保持の状況
 - ニ 流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況
 - ホ 単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況
 - ヘ スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況
- 二 流入管きよ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞しないようにすること。
- 三 流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。
- 四 ばつ気装置及びかくはん装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、又は機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。
- 五 駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。
- 六 嫌気ろ床槽及び脱室ろ床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。
- 七 接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、硝化用接触槽、脱室用接触槽及び再ばつ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。
- 八 ばつ気タンク、ばつ気室又はばつ気槽、流路、硝化槽及び脱室槽にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。
- 九 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床にあつては、ろ床に均等な散水が行われ、及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。
- 十 平面酸化型二次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等が付着しないようにすること。
- 十一 汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十二 砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては、通水量が適正に保持され、及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。
- 十三 汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十四 吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。
- 十五 悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。
- 十六 放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。
- 十七 水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適正に作動するようにすること。
- 十八 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

環境省関係浄化槽法施行規則

(清掃の技術上の基準)

第3条 法律第4条第8項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 多室型、二階タンク型又は変型二階タンク型一次処理装置、沈殿分離タンク又は沈殿分離室、多室型又は変型多室型腐敗室、単純ばつ気型二次処理装置、別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽の汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、全量とすること。
- 二 汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、脱離液を流量調整槽、脱室槽又はばつ気タンク若しくはばつ気槽に移送した後の全量とすること。
- 三 嫌気ろ床槽及び脱室ろ床槽の汚泥、スカム等の引き出しは、第一室にあつては全量とし、第一室以外の室にあつては適正量とすること。
- 四 二階タンク、沈殿分離槽、流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池、重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び消毒タンク、消毒室又は消毒槽の汚泥、スカム等の引き出しは、適正量とすること。
- 五 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、流路及びばつ気室の汚泥の引き出しは、張り水後のばつ気タンク、流路及びばつ気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。

- 六 第一号から第五号までの規定にかかわらず、使用の休止に当たつて清掃をする場合には、汚泥、スカム、中間水等の引き出しは全量とすること。
- 七 前各号に規定する引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行うこと。
- 八 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床及び平面酸化型二次処理装置にあつては、ろ床の生物膜の機能を阻害しないように、付着物を引き出し、洗浄すること。
- 九 地下砂ろ過型二次処理装置にあつては、ろ層を洗浄すること。
- 十 流入管きよ、インバート升、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。
- 十一 槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、使用の休止に当たつて清掃をする場合を除き、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。
- 十二 単純ばつ気型二次処理装置、流路、ばつ気室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び別置型沈殿室の張り水には、水道水等を使用すること。
- 十三 使用の休止に当たつて清掃をする場合には、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室及び沈殿分離槽の張り水には、水道水等を使用すること。
- 十四 引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。
- 十五 前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

〇〇年〇月〇日

〇〇県知事
〇〇 〇〇 殿

〇〇 〇〇

報 告 書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号において、下記浄化槽の保守点検または清掃にかかる改善についての命令があったところ、次のとおり改善を完了したため、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 53 条第 1 項に基づき報告します。

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 改善を完了した状況

上記 1 に示す浄化槽の

- ☐ 保守点検において、
浄化槽法施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号）第 2 条第〇号
- ☐ 清掃において、
浄化槽法施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号）第 3 条第〇号

を実施。

3. 改善を完了したことを証する書類

（改善したことを証する写真、保守点検または清掃の記録票（記録票において措置の実施が確認出来る場合）、あるいは契約書の写し等を添付）

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇社
〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
（公印省略）
（担当 〇〇部〇〇課）

浄化槽の適正な維持管理の実施について（指導・助言）

貴殿が委託を受け、維持管理を実施している下記浄化槽は、適正な保守点検または清掃が行わ
れておらず、生活環境の保全または公衆衛生上、改善の必要があると認められます。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとってください。なお、この文書は浄化槽法第
12 条第 1 項に基づく指導及び助言に該当します。

記

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇様

2. 指導及び助言にかかる措置の内容

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

3. 指導及び助言に至った事由

上記 1 に示す浄化槽について、以下の状態にあり、生活環境の保全または公衆衛生上、保守
点検または清掃において改善の必要があると認められる。

- ☐ ① 同法第 7 条または第 11 条に定める検査の総合判定が不適正である。
- ☐ ② 近隣の住民等より悪臭、騒音、振動等に関する苦情があげられている。
- ☐ ③ 放流される水の水質が所期の性能を満足していない。
- ☐ ④ 保守点検が同法第 10 条第 1 項及び浄化槽法施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第
17 号）第 6 条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。
- ☐ ⑤ 清掃が同法第 10 条第 1 項及び同規則第 7 条に定める回数、または国土交通大臣の認定を
受けた回数実施されていない。
- ☐ ⑥ その他（具体的に記載）

4. 指導及び助言の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇社
〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
(公印省略)
(担当 〇〇部〇〇課)

勧 告 書

貴殿が委託を受け、維持管理を実施している下記浄化槽は、適正な保守点検または清掃が行われていないため、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により、適正な保守点検または清掃を行うよう指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）法第 12 条第 1 項に基づき勧告します。

記

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇様

2. 勧告にかかる措置の内容

(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3. 勧告に至った事由

上記 1 に示す浄化槽について、以下の状態にあり、生活環境の保全または公衆衛生上、保守点検または清掃において改善の必要があると認められる。

- ☐ ① 同法第 7 条または第 11 条に定める検査の総合判定が不適正である。
- ☐ ② 近隣の住民等より悪臭、騒音、振動等に関する苦情があげられている。
- ☐ ③ 放流される水の水質が所期の性能を満足していない。
- ☐ ④ 保守点検が同法第 10 条第 1 項及び浄化槽法施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号）第 6 条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。
- ☐ ⑤ 清掃が同法第 10 条第 1 項及び同規則第 7 条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。
- ☐ ⑥ その他（具体的に記載）

4. 勧告の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

5. 措置の期限 〇〇年〇月〇日

- ・上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
- ・上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇社
〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
（公印省略）
（担当 〇〇部〇〇課）

勧 告 書

貴殿が委託を受け、維持管理を実施している下記浄化槽は、適正な保守点検または清掃が行われていないため、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 12 条第 1 項に基づき改善するよう勧告しましたが、現在に至っても勧告した措置がなされた旨の報告が行われていません。

ついては、速やかに改善を完了するとともに、改善の完了後は同法 53 条第 1 項に基づき、〇〇年〇月〇日までに報告してください。

記

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 勧告にかかる措置の内容

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

3. 勧告に至った事由

上記 1 に示す浄化槽について、以下の状態にあり、生活環境の保全または公衆衛生上、保守点検または清掃において改善の必要があると認められる。

- ① 同法第 7 条または第 11 条に定める検査の総合判定が不適正である。
- ② 近隣の住民等より悪臭、騒音、振動等に関する苦情があげられている。
- ③ 放流される水の水質が所期の性能を満足していない。
- ④ 保守点検が同法第 10 条第 1 項及び浄化槽法施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号）第 6 条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。
- ⑤ 清掃が同法第 10 条第 1 項及び同規則第 7 条に定める回数、または国土交通大臣の認定を受けた回数実施されていない。
- ⑥ その他（具体的に記載）

4. 勧告の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

5. 措置の期限 〇〇年〇月〇日

- ・上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
- ・上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、同法第 12 条第 2 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇〇〇社
〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
（公印省略）
（担当 〇〇部〇〇課）

命 令 書

貴殿が委託を受け、維持管理を実施している下記浄化槽は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
第 8 条または第 9 条に従い、適正な保守点検または清掃が行われていないため、同法第 12 条第 2
項に基づき、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 措置の内容

（何をどのようにするのか、具体的に記載）

3. 命ずるに至った事由

上記 1 に示す浄化槽の

☐ 保守点検において、
浄化槽法施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号）第 2 条第〇号

☐ 清掃において、
浄化槽法施行規則（昭和 59 年 3 月 30 日 厚生省令第 17 号）第 3 条第〇号

が未実施であること。

4. 命令の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

5. 措置の期限 〇〇年〇月〇日

- ・ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
- ・ 本命令に違反した場合は、同法第 62 条の規定に基づき、懲役 6 か月または 1 0 0 万円以下の罰金に処せられま
す。
- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条及び第 45 条の規定に
より、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に〇〇知事に対し異議申立てをすること
ができます。

注：平成 26 年に成立した行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）において、不服申立ての手續を審査請求に一元化すること
となっており（新法第 2 条）、新法施行後は当該都道府県知事に審査請求を行うことになる。（新法第 4 条第 1 号、なお、新法の
施行日は、公布の日（平成 26 年 6 月 13 日）から起算して 2 年を超えない範囲において政令で定める日。）また、新法における
審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月を経過するまで（新法第 18 条第 1 項）となる。

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
(公印省略)
(担当 〇〇部〇〇課)

特定既存単独処理浄化槽の判定について

貴殿の所有する下記浄化槽は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）附則第 11 条第 1 項に定める「特定既存単独処理浄化槽」に該当すると認められました。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとってください、なお、この文書は同法附則第 11 条第 1 項に基づく指導及び助言に該当します。

記

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 指導及び助言にかかる措置の内容

- ☐ 上記 1 に示す浄化槽の除却
(合併処理浄化槽への転換 ・ 下水道への接続 ・ 集落排水への接続)
- ☐ 上記 1 に示す浄化槽の補修
(何をどのようにするのか、具体的に記載)
- ☐ 上記 1 に示す浄化槽の付帯設備の交換
(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3. 指導及び助言に至った事由

上記 1 に示す浄化槽について、以下の状態にあり、改善の必要があると認められる。

- ☐ ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ☐ ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ☐ ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ☐ ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

4. 勧告の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

様式 15（特定既存単独処理浄化槽にかかる勧告）

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
(公印省略)
(担当 〇〇部〇〇課)

勧 告 書

貴殿の所有する下記浄化槽は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）附則第 11 条第 1 項に定める「特定既存単独処理浄化槽」に該当すると認められたため、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により、対策を講じるよう指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに必要な措置をとるよう、同法附則第 11 条第 2 項に基づき勧告します。

記

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 勧告にかかる措置の内容

- ☐ 上記 1 に示す浄化槽の除却
(合併処理浄化槽への転換 ・ 下水道への接続 ・ 集落排水への接続)
- ☐ 上記 1 に示す浄化槽の補修
(何をどのようにするのか、具体的に記載)
- ☐ 上記 1 に示す浄化槽の付帯設備の交換
(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3. 勧告に至った事由

上記 1 に示す浄化槽について、以下の状態にあり、改善の必要があると認められる。

- ☐ ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ☐ ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ☐ ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ☐ ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

4. 勧告の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

5. 措置の期限 〇〇年〇月〇日

- ・ 上記 2 に示す措置をとれない正当な理由がある場合は、その旨を上記 5 の期限までに上記 4 に示す者まで連絡すること。
- ・ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
- ・ 上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、同法附則第 11 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

〇〇第〇〇号
〇〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇県知事
〇〇 〇〇
(公印省略)
(担当 〇〇部〇〇課)

命 令 書

貴殿の所有する下記浄化槽は、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）附則第 11 条第 1 項に定める「特定既存単独処理浄化槽」に該当すると認められたため、〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号により、対策を講じるよう勧告するとともに、同法附則第 11 条第 3 項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても勧告した措置がなされていないとともに、当該勧告に示した期限までに理由の連絡がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 措置の内容

- ☐ 上記 1 に示す浄化槽の除却
(合併処理浄化槽への転換 ・ 下水道への接続 ・ 集落排水への接続)
- ☐ 上記 1 に示す浄化槽の補修
(何をどのようにするのか、具体的に記載)
- ☐ 上記 1 に示す浄化槽の付帯設備の交換
(何をどのようにするのか、具体的に記載)

3. 命ずるに至った事由

上記 1 に示す浄化槽について、以下の状態にあり、改善の必要があると認められる。

- ☐ ① そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ☐ ② そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ☐ ③ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- ☐ ④ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

4. 命令の責任者 〇〇県〇〇部〇〇課長 〇〇 〇〇
連絡先： 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇

5. 措置の期限 〇〇年〇月〇日

- ・ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
- ・ 本命令に違反した場合は、同法附則第 11 条第 5 項の規定に基づき、30 万円以下の罰金に処せられます。
- ・ この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条及び第 45 条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に〇〇知事に対し異議申立てをすることができます。

注：平成 26 年に成立した行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）において、不服申立ての手続を審査請求に一元化することとなっており（新法第 2 条）、新法施行後は当該都道府県知事に審査請求を行うことになる。（新法第 4 条第 1 号、なお、新法の施行日は、公布の日（平成 26 年 6 月 13 日）から起算して 2 年を超えない範囲において政令で定める日。）また、新法における審査請求期間は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月を経過するまで（新法第 18 条第 1 項）となる。

様式 17（特定既存単独処理浄化槽にかかる勧告または命令に対する報告）

〇〇年〇月〇日

〇〇県知事
〇〇 〇〇 殿

〇〇 〇〇

報 告 書

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号において、下記の特設既存単独処理浄化槽に対する措置についての【勧告・命令】があったところ、次のとおり改善を完了したため、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 53 条第 1 項に基づき報告します。

1. 対象となる浄化槽

所在地： 〇〇市××町×丁目×番地×号
用 途： 住宅
浄化槽管理者の住所及び氏名： 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号 〇〇 〇〇

2. 改善を完了した状況

（何をどのようにしたのか、具体的に記載）

3. 改善を完了したことを証する書類

（改善したことを証する写真、保守点検または清掃の記録票（記録票において措置の実施が確認出来る場合）、あるいは法定検査の結果書の写し等を添付）

参考資料

(1) 保守点検及び清掃の回数(期間)等一覧

1) 単独処理浄化槽(みなし浄化槽)

処理方式	浄化槽の種類	保守点検期間※1、※3	清掃期間※2
全ばっ気方式	処理対象人員が 20 人以下	3 月に 1 回以上	6 月に 1 回以上
	処理対象人員が 21 人以上 300 人以下	2 月に 1 回以上	
	処理対象人員が 301 人以上	1 月に 1 回以上	
分離接触ばっ気方式	処理対象人員が 20 人以下	4 月に 1 回以上	1 年に 1 回以上
分離ばっ気方式	処理対象人員が 21 人以上 300 人以下	3 月に 1 回以上	
単純ばっ気方式	処理対象人員が 301 人以上	2 月に 1 回以上	
散水ろ床方式、平面酸化床方式、地下ろ過方式		6 月に 1 回以上	

2) 構造例示型の合併処理浄化槽

処理方式	浄化槽の種類	保守点検期間※1、※3	清掃期間※2
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 脱窒ろ床接触ばっ気	処理対象人員が 20 人以下	4 月に 1 回以上	1 年に 1 回以上
	処理対象人員が 21 人以上 50 人以下	3 月に 1 回以上	
	活性汚泥方式	1 週に 1 回以上	
回転板接触方式 接触ばっ気方式 散水ろ床方式	一 砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	1 週に 1 回以上	
	二 スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽(一に掲げるものを除く。)	2 週に 1 回以上	
	三 一及び二に掲げる浄化槽以外の浄化槽	3 月に 1 回以上	

※1： 法第 10 条第 1 項及び通常の使用状態における浄化槽の保守点検の回数として、規則第 6 条に規定

※2： 法第 10 条第 1 項及び規則第 7 条に規定

※3： 駆動装置またはポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、表の回数の規定にかかわらず、必要に応じて行う

3) 大臣認定型（性能評価型）の合併処理浄化槽

①5・7・10人槽

浄化槽メーカー	製品名	人槽	性能				維持管理情報			
			BOD (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)	総容量 (m³)	保守点検 回数	清掃 回数	汚泥引抜量 の目安 (m³/回)	清掃容量 (m³/年)
日本ゼオン㈱	GPC	5	20	40	—	2.359	年3回以上	年1回以上	1.588	1.588
日本ゼオン㈱	GPC	7	20	40	—	3.080	年3回以上	年1回以上	2.309	2.309
日本ゼオン㈱	GPC	10	20	40	—	4.532	年3回以上	年1回以上	3.510	3.510
フジクリーン工業㈱	CS	5	20	40	—	2.063	年3回以上	年1回以上	1.483	1.483
フジクリーン工業㈱	CS	7	20	40	—	2.829	年3回以上	年1回以上	2.100	2.100
フジクリーン工業㈱	CS	10	20	40	—	3.958	年3回以上	年1回以上	2.968	2.968
ニッコー㈱	NSR	5	20	40	—	2.154	年3回以上	年1回以上	1.554	1.554
ニッコー㈱	NSR	7	20	40	—	2.981	年3回以上	年1回以上	2.332	2.332
ニッコー㈱	NSR	10	20	40	—	4.462	年3回以上	年1回以上	3.544	3.544
㈱日立ハウステック	KGF2	5	20	40	—	2.112	年3回以上	年1回以上	1.552	1.552
㈱日立ハウステック	KGF2	7	20	40	—	2.870	年3回以上	年1回以上	2.310	2.310
㈱日立ハウステック	KGF2	10	20	40	—	4.293	年3回以上	年1回以上	3.519	3.519
㈱クボタ	HC	5	20	40	—	2.393	年3回以上	年1回以上	1.725	1.725
㈱クボタ	HC	7	20	40	—	3.060	年3回以上	年1回以上	2.315	2.315
㈱クボタ	HC	10	20	40	—	4.544	年3回以上	年1回以上	3.468	3.468
㈱ダイキアックス	MCP	5	20	40	—	2.164	年3回以上	年1回以上	1.603	1.603
㈱ダイキアックス	MCP	7	20	40	—	2.642	年3回以上	年1回以上	1.956	1.956
㈱ダイキアックス	MCP	10	20	40	—	3.805	年3回以上	年1回以上	2.804	2.804
アムズ㈱	CXW2	5	20	40	—	1.824	年3回以上	年1回以上	1.227	1.227
アムズ㈱	CXW2	7	20	40	—	2.539	年3回以上	年1回以上	1.707	1.707
アムズ㈱	CXW2	10	20	40	—	3.705	年3回以上	年1回以上	2.498	2.498
前澤化成工業㈱	VRC	5	20	40	—	2.291	年3回以上	年1回以上	1.364	1.364
前澤化成工業㈱	VRC	7	20	40	—	3.279	年3回以上	年1回以上	2.097	2.097
前澤化成工業㈱	VRC	10	20	40	—	4.849	年3回以上	年1回以上	3.172	3.172
㈱ハウステック	KGRN	5	20	20	—	2.112	年3回以上	年1回以上	1.552	1.552
㈱ハウステック	KGRN	7	20	20	—	2.870	年3回以上	年1回以上	2.310	2.310
㈱ハウステック	KGRN	10	20	20	—	4.293	年3回以上	年1回以上	3.519	3.519
㈱西原ネオ	CMN	5	20	15	—	2.315	年3回以上	年1回以上	1.505	1.505
㈱西原ネオ	CMN	7	20	15	—	3.219	年3回以上	年1回以上	2.111	2.111
㈱西原ネオ	CMN	10	20	15	—	4.639	年3回以上	年1回以上	3.014	3.014
㈱クボタ	KJ	5	20	20	—	2.315	年3回以上	年1回以上	1.505	1.505
㈱クボタ	KJ	7	20	20	—	3.219	年3回以上	年1回以上	2.111	2.111
㈱クボタ	KJ	10	20	20	—	4.639	年3回以上	年1回以上	3.014	3.014
日本ゼオン㈱	GPH	5	20	20	—	2.112	年3回以上	年1回以上	1.552	1.552
日本ゼオン㈱	GPH	7	20	20	—	2.870	年3回以上	年1回以上	2.310	2.310
日本ゼオン㈱	GPH	10	20	20	—	4.293	年3回以上	年1回以上	3.519	3.519
ダイキ㈱	KRN	5	20	20	—	2.160	年3回以上	年1回以上	1.696	1.696
ダイキ㈱	KRN	7	20	20	—	3.010	年3回以上	年1回以上	2.368	2.368
ダイキ㈱	KRN	10	20	20	—	4.311	年3回以上	年1回以上	3.549	3.549
大栄産業㈱	FCS	5	20	20	—	2.114	年3回以上	年1回以上	1.301	1.301
大栄産業㈱	FCS	7	20	20	—	2.831	年3回以上	年1回以上	1.809	1.809
大栄産業㈱	FCS	10	20	20	—	4.076	年3回以上	年1回以上	2.603	2.603
藤吉工業㈱	FKJ	5	20	20	—	2.315	年3回以上	年1回以上	1.505	1.505
藤吉工業㈱	FKJ	7	20	20	—	3.219	年3回以上	年1回以上	2.111	2.111
フジクリーン工業㈱	CE	5	20	20	—	2.063	年3回以上	年1回以上	1.500	1.500
フジクリーン工業㈱	CE	7	20	20	—	2.834	年3回以上	年1回以上	2.100	2.100
フジクリーン工業㈱	CE	10	20	20	—	4.047	年3回以上	年1回以上	3.000	3.000
㈱クボタ	RS-P	5	10	20	—	2.660	年3回以上	年1回以上	1.411	1.411
㈱クボタ	RS-P	7	10	20	—	4.020	年3回以上	年1回以上	2.188	2.188
㈱クボタ	RS-P	10	10	20	—	5.897	年3回以上	年1回以上	3.308	3.308
ニッコー㈱	浄化王	5	10	20	—	2.105	年3回以上	年1回以上	1.501	1.501
ニッコー㈱	浄化王	7	10	20	—	2.944	年3回以上	年1回以上	2.107	2.107
ニッコー㈱	浄化王	10	10	20	—	4.226	年3回以上	年1回以上	3.019	3.019
ニッコー㈱	浄化王χ	5	10	10	—	2.944	年3回以上	年1回以上	2.107	2.107
ニッコー㈱	浄化王χ	7	10	10	—	4.226	年3回以上	年1回以上	3.019	3.019
ニッコー㈱	浄化王χ	10	10	10	—	6.158	年3回以上	年1回以上	4.441	4.441
㈱日立ハウステック	KBR1	5	10	10	—	2.870	年3回以上	年1回以上	2.310	2.310
㈱日立ハウステック	KBR1	7	10	10	—	4.293	年3回以上	年1回以上	3.519	3.519
㈱日立ハウステック	KBR1	10	10	10	—	5.695	年3回以上	年1回以上	4.310	4.310
㈱西原ネオ	MCB2	5	10	10	—	2.621	年3回以上	年1回以上	1.683	1.683
㈱西原ネオ	MCB2	7	10	10	—	3.477	年3回以上	年1回以上	2.350	2.350
㈱西原ネオ	MCB2	10	10	10	—	5.142	年3回以上	年1回以上	3.579	3.579
アムズ㈱	CXA	5	10	10	—	3.014	年3回以上	年1回以上	1.600	1.600
アムズ㈱	CXA	7	10	10	—	4.352	年3回以上	年1回以上	2.405	2.405
アムズ㈱	CXA	10	10	10	—	6.329	年3回以上	年1回以上	3.526	3.526
日本ゼオン㈱	GPCN	5	10	10	—	3.080	年3回以上	年1回以上	1.585	1.585
日本ゼオン㈱	GPCN	7	10	10	—	4.637	年3回以上	年1回以上	2.448	2.448
日本ゼオン㈱	GPCN	10	10	10	—	6.493	年3回以上	年1回以上	3.514	3.514

浄化槽メーカー	製品名	人槽	性能				維持管理情報			
			BOD	T-N	T-P	総容量	保守点検回数	清掃回数	汚泥引抜量の目安	清掃容量
			(mg/l)	(mg/l)	(mg/l)	(m ³)			(m ³ /回)	(m ³ /年)
フジクリーン工業㈱	CRN	5	10	10	—	2.891	年3回以上	年1回以上	1.877	1.877
フジクリーン工業㈱	CRN	7	10	10	—	3.619	年3回以上	年1回以上	2.610	2.610
フジクリーン工業㈱	CRN	10	10	10	—	5.069	年3回以上	年1回以上	3.639	3.639
前澤化成工業㈱	VRX	5	10	10	—	3.080	年3回以上	年1回以上	1.585	1.585
前澤化成工業㈱	VRX	7	10	10	—	4.637	年3回以上	年1回以上	2.448	2.448
前澤化成工業㈱	VRX	10	10	10	—	6.493	年3回以上	年1回以上	3.514	3.514
大栄産業㈱	FDN	5	10	10	—	2.621	年3回以上	年1回以上	1.683	1.683
大栄産業㈱	FDN	7	10	10	—	3.477	年3回以上	年1回以上	2.350	2.350
大栄産業㈱	FDN	10	10	10	—	5.142	年3回以上	年1回以上	3.579	3.579
日本ゼオン㈱	GPX	5	10	10	1	3.080	年3回以上	年1回以上	1.585	1.585
日本ゼオン㈱	GPX	7	10	10	1	4.637	年3回以上	年1回以上	2.448	2.448
日本ゼオン㈱	GPX	10	10	10	1	6.493	年3回以上	年1回以上	3.514	3.514
フジクリーン工業㈱	CRX	5	10	10	1	2.891	年3回以上	年1回以上	1.877	1.877
フジクリーン工業㈱	CRX	7	10	10	1	3.619	年3回以上	年1回以上	2.610	2.610
フジクリーン工業㈱	CRX	10	10	10	1	5.069	年3回以上	年1回以上	3.639	3.639
前澤化成工業㈱	VRXP	5	10	10	1	3.080	年3回以上	年1回以上	1.585	1.585
前澤化成工業㈱	VRXP	7	10	10	1	4.637	年3回以上	年1回以上	2.448	2.448
前澤化成工業㈱	VRXP	10	10	10	1	6.493	年3回以上	年1回以上	3.514	3.514
㈱クボタ	KM	5	5	10	—	2.631	年4回以上	年2回以上	1.584	1.584
㈱クボタ	KM	7	5	10	—	3.062	年4回以上	年2回以上	1.688	1.688
㈱クボタ	KM	10	5	10	—	4.048	年4回以上	年2回以上	2.076	2.076
ニッコー㈱	MBN	5	5	10	—	3.047	年4回以上	年1回以上	2.141	2.141
ニッコー㈱	MBN	7	5	10	—	4.585	年4回以上	年1回以上	3.278	3.278
ニッコー㈱	MBN	10	5	10	—	6.003	年4回以上	年1回以上	4.184	4.184
㈱西原ネオ	MCF	5	20	20	—	2.114	年3回以上	年1回以上	1.301	1.301
㈱西原ネオ	MCF	7	20	20	—	2.810	年3回以上	年1回以上	1.795	1.795
㈱西原ネオ	MCF	10	20	20	—	4.076	年3回以上	年1回以上	2.603	2.603
㈱クボタ, ㈱西原ネオ, 藤吉工業㈱	KJ, CMN, FKJ	5	20	20	—	2.315	年3回以上	年1回以上	1.505	1.505
㈱クボタ, ㈱西原ネオ, 藤吉工業㈱	KJ, CMN, FKJ	7	20	20	—	3.219	年3回以上	年1回以上	2.111	2.111
㈱クボタ, ㈱西原ネオ, 藤吉工業㈱	KJ, CMN, FKJ	10	20	20	—	4.639	年3回以上	年1回以上	3.014	3.014
ダイキ㈱, 大栄産業㈱	FCS, DCP	5	20	20	—	2.114	年3回以上	年1回以上	1.301	1.301
ダイキ㈱, 大栄産業㈱	FCS, DCP	7	20	20	—	2.831	年3回以上	年1回以上	1.809	1.809
ダイキ㈱, 大栄産業㈱	FCS, DCP	10	20	20	—	4.076	年3回以上	年1回以上	2.603	2.603
アムズ㈱	CXN	5	20	20	—	1.800	年3回以上	年1回以上	1.139	1.139
アムズ㈱	CXN	7	20	20	—	2.488	年3回以上	年1回以上	1.590	1.590
アムズ㈱	CXN	10	20	20	—	3.652	年3回以上	年1回以上	2.306	2.306
フジクリーン工業㈱	CF II	5	15	20	—	1.471	年3回以上	年1回以上	1.125	1.125
フジクリーン工業㈱	CF II	7	15	20	—	2.053	年3回以上	年1回以上	1.555	1.555
フジクリーン工業㈱	CF II	10	15	20	—	2.928	年3回以上	年1回以上	2.245	2.245
ダイキ㈱	RCH-N	5	10	20	—	3.102	年3回以上	年1回以上	1.664	1.664
ダイキ㈱	RCH-N	7	10	20	—	4.241	年3回以上	年1回以上	2.335	2.335
ダイキ㈱	RCH-N	10	10	20	—	6.339	年3回以上	年1回以上	3.537	3.537
㈱西原ネオ, 大栄産業㈱	MCB2, FDN	5	10	10	—	2.621	年3回以上	年1回以上	1.683	1.683
㈱西原ネオ, 大栄産業㈱	MCB2, FDN	7	10	10	—	3.477	年3回以上	年1回以上	2.350	2.350
㈱西原ネオ, 大栄産業㈱	MCB2, FDN	10	10	10	—	5.142	年3回以上	年1回以上	3.579	3.579
アムズ㈱	CXF	5	10	10	—	3.014	年3回以上	年1回以上	1.600	1.600
アムズ㈱	CXF	7	10	10	—	4.352	年3回以上	年1回以上	2.405	2.405
アムズ㈱	CXF	10	10	10	—	6.329	年3回以上	年1回以上	3.526	3.526
大栄産業㈱, ㈱ダイキアクシス	FCE, XE	5	20	20	—	1.724	年3回以上	年1回以上	1.169	1.169
大栄産業㈱, ㈱ダイキアクシス	FCE, XE	7	20	20	—	2.378	年3回以上	年1回以上	1.592	1.592
大栄産業㈱, ㈱ダイキアクシス	FCE, XE	10	20	20	—	3.233	年3回以上	年1回以上	2.176	2.176
㈱ダイキアクシス, 大栄産業㈱	XC, FDR	5	10	10	—	2.346	年3回以上	年1回以上	1.514	1.514
㈱ダイキアクシス, 大栄産業㈱	XC, FDR	7	10	10	—	3.189	年3回以上	年1回以上	2.119	2.119
㈱ダイキアクシス, 大栄産業㈱	XC, FDR	10	10	10	—	4.842	年3回以上	年1回以上	3.154	3.154
日本ゼオン㈱	GPC	5	20	40	—	2.359	年3回以上	年1回以上	1.588	1.588
日本ゼオン㈱	GPC	7	20	40	—	3.080	年3回以上	年1回以上	2.309	2.309
日本ゼオン㈱	GPC	10	20	40	—	4.532	年3回以上	年1回以上	3.510	3.510
フジクリーン工業㈱	CS	5	20	40	—	2.063	年3回以上	年1回以上	1.483	1.483
フジクリーン工業㈱	CS	7	20	40	—	2.829	年3回以上	年1回以上	2.100	2.100
フジクリーン工業㈱	CS	10	20	40	—	3.958	年3回以上	年1回以上	2.968	2.968

浄化槽メーカー	製品名	人槽	性能				維持管理情報			
			BOD (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)	総容量 (m³)	保守点検 回数	清掃 回数	汚泥引抜量 の目安 (m³/回)	清掃容量 (m³/年)
ニッコー㈱	NSR	5	20	40	—	2.154	年3回以上	年1回以上	1.554	1.554
ニッコー㈱	NSR	7	20	40	—	2.981	年3回以上	年1回以上	2.332	2.332
ニッコー㈱	NSR	10	20	40	—	4.462	年3回以上	年1回以上	3.544	3.544
㈱日立ハウステック	KGF2	5	20	40	—	2.112	年3回以上	年1回以上	1.552	1.552
㈱日立ハウステック	KGF2	7	20	40	—	2.870	年3回以上	年1回以上	2.310	2.310
㈱日立ハウステック	KGF2	10	20	40	—	4.293	年3回以上	年1回以上	3.519	3.519
㈱クボタ	HC	5	20	40	—	2.393	年3回以上	年1回以上	1.725	1.725
㈱クボタ	HC	7	20	40	—	3.060	年3回以上	年1回以上	2.315	2.315
㈱クボタ	HC	10	20	40	—	4.544	年3回以上	年1回以上	3.468	3.468
㈱ダイキアクシス	MCP	5	20	40	—	2.164	年3回以上	年1回以上	1.603	1.603
㈱ダイキアクシス	MCP	7	20	40	—	2.642	年3回以上	年1回以上	1.956	1.956
㈱ダイキアクシス	MCP	10	20	40	—	3.805	年3回以上	年1回以上	2.804	2.804
アムズ㈱	CXW2	5	20	40	—	1.824	年3回以上	年1回以上	1.227	1.227
アムズ㈱	CXW2	7	20	40	—	2.539	年3回以上	年1回以上	1.707	1.707
アムズ㈱	CXW2	10	20	40	—	3.705	年3回以上	年1回以上	2.498	2.498
前澤化成工業㈱	VRC	5	20	40	—	2.291	年3回以上	年1回以上	1.364	1.364
前澤化成工業㈱	VRC	7	20	40	—	3.279	年3回以上	年1回以上	2.097	2.097
前澤化成工業㈱	VRC	10	20	40	—	4.849	年3回以上	年1回以上	3.172	3.172
㈱ハウステック	KGRN	5	20	20	—	2.112	年3回以上	年1回以上	1.552	1.552
㈱ハウステック	KGRN	7	20	20	—	2.870	年3回以上	年1回以上	2.310	2.310
㈱ハウステック	KGRN	10	20	20	—	4.293	年3回以上	年1回以上	3.519	3.519
㈱西原ネオ	CMN	5	20	15	—	2.315	年3回以上	年1回以上	1.505	1.505
㈱西原ネオ	CMN	7	20	15	—	3.219	年3回以上	年1回以上	2.111	2.111
㈱西原ネオ	CMN	10	20	15	—	4.639	年3回以上	年1回以上	3.014	3.014
㈱クボタ	KJ	5	20	20	—	2.315	年3回以上	年1回以上	1.505	1.505
㈱クボタ	KJ	7	20	20	—	3.219	年3回以上	年1回以上	2.111	2.111
㈱クボタ	KJ	10	20	20	—	4.639	年3回以上	年1回以上	3.014	3.014
日本ゼオン㈱	GPH	5	20	20	—	2.112	年3回以上	年1回以上	1.552	1.552
日本ゼオン㈱	GPH	7	20	20	—	2.870	年3回以上	年1回以上	2.310	2.310
日本ゼオン㈱	GPH	10	20	20	—	4.293	年3回以上	年1回以上	3.519	3.519
ダイキ㈱	KRN	5	20	20	—	2.160	年3回以上	年1回以上	1.696	1.696
ダイキ㈱	KRN	7	20	20	—	3.010	年3回以上	年1回以上	2.368	2.368
ダイキ㈱	KRN	10	20	20	—	4.311	年3回以上	年1回以上	3.549	3.549
大栄産業㈱	FCS	5	20	20	—	2.114	年3回以上	年1回以上	1.301	1.301
大栄産業㈱	FCS	7	20	20	—	2.831	年3回以上	年1回以上	1.809	1.809
大栄産業㈱	FCS	10	20	20	—	4.076	年3回以上	年1回以上	2.603	2.603
藤吉工業㈱	FKJ	5	20	20	—	2.315	年3回以上	年1回以上	1.505	1.505
藤吉工業㈱	FKJ	7	20	20	—	3.219	年3回以上	年1回以上	2.111	2.111
フジクリーン工業㈱	CE	5	20	20	—	2.063	年3回以上	年1回以上	1.500	1.500
フジクリーン工業㈱	CE	7	20	20	—	2.834	年3回以上	年1回以上	2.100	2.100
フジクリーン工業㈱	CE	10	20	20	—	4.047	年3回以上	年1回以上	3.000	3.000
㈱クボタ	RS-P	5	10	20	—	2.660	年3回以上	年1回以上	1.411	1.411
㈱クボタ	RS-P	7	10	20	—	4.020	年3回以上	年1回以上	2.188	2.188
㈱クボタ	RS-P	10	10	20	—	5.897	年3回以上	年1回以上	3.308	3.308
ニッコー㈱	浄化王	5	10	20	—	2.105	年3回以上	年1回以上	1.501	1.501
ニッコー㈱	浄化王	7	10	20	—	2.944	年3回以上	年1回以上	2.107	2.107
ニッコー㈱	浄化王	10	10	20	—	4.226	年3回以上	年1回以上	3.019	3.019
ニッコー㈱	浄化王 χ	5	10	10	—	2.944	年3回以上	年1回以上	2.107	2.107
ニッコー㈱	浄化王 χ	7	10	10	—	4.226	年3回以上	年1回以上	3.019	3.019
ニッコー㈱	浄化王 χ	10	10	10	—	6.158	年3回以上	年1回以上	4.441	4.441
㈱日立ハウステック	KBR1	5	10	10	—	2.870	年3回以上	年1回以上	2.310	2.310
㈱日立ハウステック	KBR1	7	10	10	—	4.293	年3回以上	年1回以上	3.519	3.519
㈱日立ハウステック	KBR1	10	10	10	—	5.695	年3回以上	年1回以上	4.310	4.310
㈱ハウステック、 積水ホームテクノ㈱、 前澤化成工業㈱	KGRN, SGCN, VRCN	5	20	20	—	2.112	年3回以上	年1回以上	1.552	1.552
㈱ハウステック、 積水ホームテクノ㈱、 前澤化成工業㈱	KGRN, SGCN, VRCN	7	20	20	—	2.870	年3回以上	年1回以上	2.310	2.310
㈱ハウステック、 積水ホームテクノ㈱、 前澤化成工業㈱	KGRN, SGCN, VRCN	10	20	20	—	4.293	年3回以上	年1回以上	3.519	3.519
㈱クボタ、アムズ㈱、㈱ 西原ネオ、藤吉工業㈱、 ㈱イビデン住設	KZ, AXZ, CNZ, FKZ, IBG-Z	5	20	20	—	1.406	年3回以上	年1回以上	1.593	1.593
㈱クボタ、アムズ㈱、㈱ 西原ネオ、藤吉工業㈱、 ㈱イビデン住設	KZ, AXZ, CNZ, FKZ, IBG-Z	7	20	20	—	1.955	年3回以上	年1回以上	2.227	2.227
㈱クボタ、アムズ㈱、㈱ 西原ネオ、藤吉工業㈱、 ㈱イビデン住設	KZ, AXZ, CNZ, FKZ, IBG-Z	10	20	20	—	3.219	年3回以上	年1回以上	3.164	3.164

浄化槽メーカー	製品名	人槽	性能				維持管理情報			
			BOD (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)	総容量 (m³)	保守点検 回数	清掃 回数	汚泥引抜量 の目安 (m³/回)	清掃容量 (m³/年)
㈱ハウステック, 積水ホームテクノ(㈱), 前澤化成工業(㈱)	KTG, SGCX II, VRC III	5	15	20	—	1.462	年3回以上	年1回以上	1.120	1.120
㈱ハウステック, 積水ホームテクノ(㈱), 前澤化成工業(㈱)	KTG, SGCX II, VRC III	7	15	20	—	2.066	年3回以上	年1回以上	1.577	1.577
ニッコー(㈱)	浄化王NEXT	5	10	20	—	1.597	年3回以上	年1回以上	1.049	1.049
ニッコー(㈱)	浄化王NEXT	7	10	20	—	2.243	年3回以上	年1回以上	1.475	1.475
㈱西原ネオ	MCB2 α	5	10	10	—	2.657	年3回以上	年1回以上	1.683	1.683
㈱西原ネオ	MCB2 α	7	10	10	—	3.517	年3回以上	年1回以上	2.350	2.350
㈱西原ネオ	MCB2 α	10	10	10	—	5.195	年3回以上	年1回以上	3.579	3.579
アムズ(㈱), ㈱クボタ	CXF, KXF	5	10	10	—	2.871	年3回以上	年1回以上	1.457	1.457
アムズ(㈱), ㈱クボタ	CXF, KXF	7	10	10	—	4.136	年3回以上	年1回以上	2.189	2.189
アムズ(㈱), ㈱クボタ	CXF, KXF	10	10	10	—	5.982	年3回以上	年1回以上	3.179	3.179
フジクリーン工業(㈱)	CEN	5	10	10	—	2.834	年3回以上	年1回以上	2.100	2.100
フジクリーン工業(㈱)	CEN	7	10	10	—	4.047	年3回以上	年1回以上	3.000	3.000
フジクリーン工業(㈱)	CEN	10	10	10	—	5.672	年3回以上	年1回以上	4.219	4.219
フジクリーン工業(㈱)	CENeco	5	10	10	—	2.834	年3回以上	年1回以上	2.100	2.100
フジクリーン工業(㈱)	CENeco	7	10	10	—	4.047	年3回以上	年1回以上	3.000	3.000
フジクリーン工業(㈱)	CENeco	10	10	10	—	5.672	年3回以上	年1回以上	4.219	4.219
大栄産業(㈱), ㈱ダイキアクシス	FDR, XC	5	10	10	—	2.356	年3回以上	年1回以上	1.514	1.514
大栄産業(㈱), ㈱ダイキアクシス	FDR, XC	7	10	10	—	3.189	年3回以上	年1回以上	2.119	2.119
大栄産業(㈱), ㈱ダイキアクシス	FDR, XC	10	10	10	—	4.843	年3回以上	年1回以上	3.155	3.155
フジクリーン工業(㈱)	CRX II	5	10	10	1	2.834	年3回以上	年1回以上	2.100	2.100
フジクリーン工業(㈱)	CRX II	7	10	10	1	4.047	年3回以上	年1回以上	3.000	3.000
フジクリーン工業(㈱)	CRX II	10	10	10	1	5.672	年3回以上	年1回以上	4.219	4.219
㈱ハウステック, 積水ホームテクノ(㈱)	KRS, SGJ	5	20	20	—	1.279	年3回以上	年1回以上	0.808	0.808
㈱ハウステック, 積水ホームテクノ(㈱)	KRS, SGJ	7	20	20	—	1.791	年3回以上	年1回以上	1.132	1.132
㈱クボタ, アムズ(㈱), ㈱西原ネオ	KZ II, AXZ II, CNZ II	5	20	20	—	1.408	年3回以上	年1回以上	1.065	1.065
㈱クボタ, アムズ(㈱), ㈱西原ネオ	KZ II, AXZ II, CNZ II	7	20	20	—	1.957	年3回以上	年1回以上	1.489	1.489
㈱クボタ, アムズ(㈱), ㈱西原ネオ	KZ II, AXZ II, CNZ II	10	20	20	—	3.222	年3回以上	年1回以上	2.111	2.111
ニッコー(㈱)	水創り王	5	20	20	—	1.569	年3回以上	年1回以上	0.987	0.987
ニッコー(㈱)	水創り王	7	20	20	—	2.202	年3回以上	年1回以上	1.381	1.381
ニッコー(㈱)	水創り王	10	20	20	—	3.168	年3回以上	年1回以上	1.972	1.972
大栄産業(㈱), ㈱ダイキアクシス	FDP, XF	5	10	10	1	2.346	年3回以上	年1回以上	1.514	1.514
大栄産業(㈱), ㈱ダイキアクシス	FDP, XF	7	10	10	1	3.189	年3回以上	年1回以上	2.119	2.119
大栄産業(㈱), ㈱ダイキアクシス	FDP, XF	10	10	10	1	4.842	年3回以上	年1回以上	3.154	3.154

※一般社団法人浄化槽システム協会調べ（2022 年時点）

※数値は製造業者からの報告値(参考)

※保守点検回数及び清掃回数は、通常の使用状態における大臣認定取得の回数

※未掲載の機種については浄化槽製造業者等からの情報収集により確認すること

②21・30・50人槽

浄化槽メーカー	製品名	人槽	性能				維持管理情報			
			BOD (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)	総容量 (m ³)	保守点検 回数	清掃 回数	汚泥引抜量 の目安 (m ³ /回)	清掃容量 (m ³ /年)
フジクリーン工業(株)	CA	21	20	20	—	5.876	年4回以上	年1回以上	3.859	3.859
フジクリーン工業(株)	CE	21	20	20	—	8.524	年4回以上	年1回以上	6.346	6.346
フジクリーン工業(株)	CE	30	20	20	—	12.11	年4回以上	年1回以上	9.031	9.031
フジクリーン工業(株)	CSL II	50	20	40	—	15.568	年4回以上	年1回以上	11.774	11.774
フジクリーン工業(株)	CV	21	20	20	—	6.098	年4回以上	年1回以上	4.016	4.016
フジクリーン工業(株)	CV	30	20	20	—	8.564	年4回以上	年1回以上	5.700	5.700
フジクリーン工業(株)	CV	50	20	20	—	14.192	年4回以上	年1回以上	9.500	9.500
アムズ(株)	CXU2	21	20	40	—	7.16	年4回以上	年1回以上	5.220	5.220
アムズ(株)	CXU2	30	20	40	—	9.57	年4回以上	年1回以上	6.850	6.850
アムズ(株)	CXU2	50	20	40	—	14.92	年4回以上	年1回以上	10.390	10.390
(株)ダイキアクシス	DCX	21	20	20	—	7.256	年4回以上	年1回以上	4.731	4.731
(株)ダイキアクシス	DCX	30	20	20	—	10.352	年4回以上	年1回以上	6.753	6.753
(株)ダイキアクシス	DCX	50	20	20	—	17.246	年4回以上	年1回以上	11.276	11.276
藤吉工業(株)	FCD-X	21	20	20	—	7.256	年4回以上	年1回以上	4.731	4.731
藤吉工業(株)	FCD-X	30	20	20	—	10.352	年4回以上	年1回以上	6.753	6.753
藤吉工業(株)	FCD-X	50	20	20	—	17.246	年4回以上	年1回以上	11.276	11.276
藤吉工業(株)	FCX	21	20	40	—	8.333	年4回以上	年1回以上	5.721	5.721
藤吉工業(株)	FCX	30	20	40	—	10.598	年4回以上	年1回以上	7.110	7.110
藤吉工業(株)	FCX	50	20	40	—	15.915	年4回以上	年1回以上	11.526	11.526
大栄産業(株)	FCX	21	20	20	—	7.256	年4回以上	年1回以上	4.731	4.731
大栄産業(株)	FCX	30	20	20	—	10.352	年4回以上	年1回以上	6.753	6.753
大栄産業(株)	FCX	50	20	20	—	17.246	年4回以上	年1回以上	11.276	11.276
大栄産業(株), (株)ダイキアクシス, (株)西原ネオ, 藤吉工業(株)	FCX, DCX, NCN, FCD-X	21	20	20	—	7.256	年4回以上	年1回以上	4.731	4.731
大栄産業(株), (株)ダイキアクシス, (株)西原ネオ, 藤吉工業(株)	FCX, DCX, NCN, FCD-X	30	20	20	—	10.352	年4回以上	年1回以上	6.753	6.753
大栄産業(株), (株)ダイキアクシス, (株)西原ネオ, 藤吉工業(株)	FCX, DCX, NCN, FCD-X	50	20	20	—	17.246	年4回以上	年1回以上	11.276	11.276
(株)クボタ	HC-A	50	20	40	—	15.915	年4回以上	年1回以上	11.526	11.526
(株)クボタ	HC-B	21	20	40	—	8.333	年4回以上	年1回以上	5.721	5.721
(株)クボタ	HC-B	30	20	40	—	10.598	年4回以上	年1回以上	7.110	7.110
(株)クボタ, 藤吉工業(株)	HCZ, FCZ	21	20	20	—	6.345	年4回以上	年1回以上	4.738	4.738
(株)クボタ, 藤吉工業(株)	HCZ, FCZ	30	20	20	—	9.132	年4回以上	年1回以上	6.775	6.775
(株)クボタ, 藤吉工業(株)	HCZ, FCZ	50	20	20	—	14.973	年4回以上	年1回以上	11.252	11.252
(株)ハウステック	KGRN	21	20	20	—	8.193	年4回以上	年1回以上	5.174	5.174
(株)ハウステック	KGRN	30	20	20	—	10.237	年4回以上	年1回以上	7.609	7.609
(株)ハウステック	KGRN	50	20	20	—	15.517	年4回以上	年1回以上	11.556	11.556
(株)ハウステック, 積水ホームテクノ(株)	KGRN, SGCN	21	20	20	—	8.193	年4回以上	年1回以上	5.174	5.174
(株)ハウステック, 積水ホームテクノ(株)	KGRN, SGCN	30	20	20	—	10.237	年4回以上	年1回以上	7.609	7.609
(株)ハウステック, 積水ホームテクノ(株)	KGRN, SGCN	50	20	20	—	15.517	年4回以上	年1回以上	11.556	11.556
ニッコー(株)	NSE	21	15	20	—	7.236	年4回以上	年1回以上	4.921	4.921
ニッコー(株)	NSE	30	15	20	—	10.324	年4回以上	年1回以上	7.020	7.020
ニッコー(株)	NSE	50	15	20	—	17.17	年4回以上	年1回以上	11.683	11.683
ニッコー(株)	浄化王	21	10	20	—	8.927	年4回以上	年1回以上	6.331	6.331
ニッコー(株)	浄化王	30	10	20	—	12.656	年4回以上	年1回以上	9.005	9.005
ニッコー(株)	浄化王	50	10	10	—	15.996	年4回以上	年1回以上	11.610	11.610

※一般社団法人浄化槽システム協会調べ（2022年時点）

※数値は製造業者からの報告値(参考)

※保守点検回数及び清掃回数は通常の使用状態における大臣認定取得の回数

※未掲載の機種については浄化槽製造業者等からの情報収集により確認すること

③100・300・500人槽

浄化槽メーカー	製品名	人槽	性能				維持管理情報			
			BOD (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)	総容量 (m³)	保守点検 回数	清掃 回数	汚泥引抜量 の目安 (m³/回)	清掃容量 (m³/年)
㈱ダイキアクシス	DCW	100	20	40	—	24.2	年4回以上	年2回以上	11.714	23.428
㈱ダイキアクシス	DCW	300	20	40	—	80.0	年4回以上	年2回以上	37.968	75.936
㈱ダイキアクシス	DCW	500	20	40	—	127.7	年4回以上	年2回以上	61.240	122.480
大栄産業㈱, ㈱ダイキアクシス	FCA, GA	100	20	40	—	13.0	年4回以上	年4回以上	4.458	17.832
藤吉工業㈱	FCD-I	100	20	40	—	22.5	年26回以上	年26回以上	3.184	82.784
藤吉工業㈱	FCD-I	300	20	40	—	44.7	年26回以上	年26回以上	7.597	197.522
藤吉工業㈱	FCD-I	500	20	40	—	72.2	年26回以上	年26回以上	12.622	328.172
藤吉工業㈱	FCD-W	100	20	40	—	24.2	年4回以上	年2回以上	11.714	23.428
藤吉工業㈱	FCD-W	300	20	40	—	80.0	年4回以上	年2回以上	37.968	75.936
藤吉工業㈱	FCD-W	500	20	40	—	127.7	年4回以上	年2回以上	61.240	122.480
大栄産業㈱	FCI	100	20	40	—	22.5	年26回以上	年26回以上	3.184	82.784
大栄産業㈱	FCI	300	20	40	—	44.7	年26回以上	年26回以上	7.597	197.522
大栄産業㈱	FCI	500	20	40	—	72.2	年26回以上	年26回以上	12.622	328.172
大栄産業㈱, ㈱ダイキアクシス, ㈱西原ネオ, 藤吉工業㈱	FCI, RBC, NCI, FCD-I	100	20	40	—	22.5	年26回以上	年26回以上	3.184	82.784
大栄産業㈱, ㈱ダイキアクシス, ㈱西原ネオ, 藤吉工業㈱	FCI, RBC, NCI, FCD-I	300	20	40	—	44.7	年26回以上	年26回以上	7.597	197.522
大栄産業㈱, ㈱ダイキアクシス, ㈱西原ネオ, 藤吉工業㈱	FCI, RBC, NCI, FCD-I	500	20	40	—	72.2	年26回以上	年26回以上	12.622	328.172
藤吉工業㈱	FCR-R	300	20	40	—	50.0	年26回以上	年26回以上	6.225	161.850
藤吉工業㈱	FCR-R	500	20	40	—	80.4	年26回以上	年26回以上	10.120	263.120
藤吉工業㈱	FCR-T	100	20	40	—	32.0	年13回以上	年2回以上	11.220	22.440
大栄産業㈱	FCW	100	20	40	—	24.2	年4回以上	年2回以上	11.714	23.428
大栄産業㈱	FCW	300	20	40	—	80.0	年4回以上	年2回以上	37.968	75.936
大栄産業㈱	FCW	500	20	40	—	127.7	年4回以上	年2回以上	61.240	122.480
大栄産業㈱, ㈱ダイキアクシス, 藤吉工業㈱	FCW, DCW, FCD-W	100	20	40	—	24.2	年4回以上	年2回以上	11.714	23.428
大栄産業㈱, ㈱ダイキアクシス, 藤吉工業㈱	FCW, DCW, FCD-W	300	20	40	—	80.0	年4回以上	年2回以上	37.968	75.936
大栄産業㈱, ㈱ダイキアクシス, 藤吉工業㈱	FCW, DCW, FCD-W	500	20	40	—	127.7	年4回以上	年2回以上	61.240	122.480
藤吉工業㈱	FKM-B	100	10	20	—	34.8	年52回以上	年52回以上	3.520	183.040
藤吉工業㈱	FKM-B	300	10	20	—	81.8	年52回以上	年52回以上	6.120	318.240
藤吉工業㈱	FKM-B	500	10	20	—	129.7	年52回以上	年52回以上	6.120	318.240
藤吉工業㈱	FKM-NP	100	10	10	1	32.4	年52回以上	年26回以上	3.520	91.520
藤吉工業㈱	FKM-NP	300	10	10	1	71.7	年52回以上	年26回以上	4.140	107.640
藤吉工業㈱	FKM-NP	500	10	10	1	118.1	年52回以上	年26回以上	6.560	170.560
アムズ㈱	FXF	101	20	40	—	18.1	年26回以上	年26回以上	2.010	52.260
アムズ㈱	FXF	300	20	40	—	46.0	年26回以上	年26回以上	5.460	141.960
アムズ㈱	FXF	500	20	40	—	74.5	年26回以上	年26回以上	9.060	235.560
アムズ㈱	FXU	100	20	40	—	30.1	年4回以上	年1回以上	19.480	19.480
㈱ハウステック	HNR1	100	10	10	1	42.4	年52回以上	年52回以上	5.600	39.200
㈱ハウステック	HNR1	300	10	10	1	89.2	年52回以上	年52回以上	7.000	182.000
㈱ハウステック	HNR1	500	10	10	1	142.0	年52回以上	年52回以上	8.310	216.060
㈱ハウステック	HNR2	100	20	40	—	34.0	年52回以上	年52回以上	5.600	33.600
㈱ハウステック	HNR2	300	20	40	—	62.3	年52回以上	年52回以上	7.000	105.000
㈱ハウステック	HNR2	500	20	40	—	103.2	年52回以上	年52回以上	7.000	182.000
㈱クボタ	K-HC-R	300	20	40	—	50.0	年26回以上	年26回以上	6.225	161.850
㈱クボタ	K-HC-R	500	20	40	—	80.4	年26回以上	年26回以上	10.120	263.120
㈱クボタ	K-HC-T	100	20	40	—	32.0	年13回以上	年2回以上	11.220	22.440
㈱クボタ	KM-SG-B	100	10	20	—	34.8	年52回以上	年52回以上	3.520	183.040
㈱クボタ	KM-SG-B	300	10	20	—	81.8	年52回以上	年52回以上	6.120	318.240
㈱クボタ	KM-SG-B	500	10	20	—	129.7	年52回以上	年52回以上	6.120	318.240
㈱クボタ	KM-SG-NP	100	10	10	1	32.4	年52回以上	年26回以上	3.520	91.520
㈱クボタ	KM-SG-NP	300	10	10	1	71.7	年52回以上	年26回以上	4.140	107.640
㈱クボタ	KM-SG-NP	500	10	10	1	118.1	年52回以上	年26回以上	6.560	170.560
㈱クボタ, 藤吉工業㈱	KRZ, FRZ	100	20	40	—	22.1	年26回以上	年26回以上	3.911	101.686
㈱クボタ, 藤吉工業㈱	KRZ, FRZ	300	20	40	—	41.6	年26回以上	年26回以上	6.166	160.316
㈱クボタ, 藤吉工業㈱	KRZ, FRZ	500	20	40	—	68.6	年26回以上	年26回以上	10.283	267.358
㈱クボタ	KTZ	100	20	40	—	23.1	年4回以上	年2回以上	12.778	25.556
㈱クボタ	KTZ	300	20	40	—	67.0	年4回以上	年2回以上	38.158	76.316
㈱クボタ	KTZ	500	20	40	—	111.3	年4回以上	年2回以上	63.360	126.720
㈱クボタ, 藤吉工業㈱	KTZ, FTZ	100	20	40	—	23.1	年4回以上	年2回以上	12.778	25.556
㈱クボタ, 藤吉工業㈱	KTZ, FTZ	300	20	40	—	67.0	年4回以上	年2回以上	38.158	76.316
㈱クボタ, 藤吉工業㈱	KTZ, FTZ	500	20	40	—	111.3	年4回以上	年2回以上	63.360	126.720

浄化槽メーカー	製品名	人槽	性能				維持管理情報			
			BOD (mg/l)	T-N (mg/l)	T-P (mg/l)	総容量 (m³)	保守点検 回数	清掃 回数	汚泥引抜量 の目安 (m³/回)	清掃容量 (m³/年)
ニッコー㈱	MBK-B	100	10	20	—	31.1	年52回以上	年26回以上	3.520	91.520
ニッコー㈱	MBK-B	300	10	20	—	70.4	年52回以上	年26回以上	6.120	159.120
ニッコー㈱	MBK-B	500	10	20	—	111.2	年52回以上	年26回以上	6.120	159.120
ニッコー㈱	MBK-NP	100	10	10	1	32.4	年52回以上	年26回以上	3.520	91.520
ニッコー㈱	MBK-NP	300	10	10	1	71.7	年52回以上	年26回以上	4.140	107.640
ニッコー㈱	MBK-NP	500	10	10	1	118.1	年52回以上	年26回以上	6.560	170.560
ニッコー㈱	NKT	100	20	40	—	30.1	年4回以上	年1回以上	19.480	19.480
ニッコー㈱	NK-USR II	100	20	40	—	20.2	年26回以上	年13回以上	5.614	72.982
ニッコー㈱	NK-USR II	300	20	40	—	54.5	年26回以上	年13回以上	16.753	217.789
ニッコー㈱	NK-USR II	500	20	40	—	89.2	年26回以上	年13回以上	27.893	362.609
ニッコー㈱	NPKB II	100	10	10	1	36.9	年52回以上	年26回以上	4.093	106.418
ニッコー㈱	NPKB II	300	10	10	1	107.3	年52回以上	年26回以上	11.687	303.862
ニッコー㈱	NPKB II	500	10	10	1	172.2	年52回以上	年26回以上	19.328	502.528
ニッコー㈱	NSR	100	20	40	—	30.2	年4回以上	年1回以上	17.029	17.029
フジクリーン工業㈱	PC	100	20	40	—	20.3	年26回以上	年26回以上	3.160	82.160
フジクリーン工業㈱	PC	300	20	40	—	54.3	年26回以上	年26回以上	8.700	226.200
フジクリーン工業㈱	PC	500	20	40	—	90.3	年26回以上	年26回以上	14.920	387.920
フジクリーン工業㈱	PCN	100	15	20	—	26.9	年4回以上	年2回以上	16.030	32.060
フジクリーン工業㈱	PV	100	20	40	—	19.4	年4回以上	年2回以上	10.150	20.300
㈱ダイキアクシス	RBC	100	20	40	—	22.5	年26回以上	年26回以上	3.184	82.784
㈱ダイキアクシス	RBC	300	20	40	—	44.7	年26回以上	年26回以上	7.597	197.522
㈱ダイキアクシス	RBC	500	20	40	—	72.2	年26回以上	年26回以上	12.622	328.172

※一般社団法人浄化槽システム協会調べ（2022 年時点）

※数値は製造業者からの報告値(参考)

※保守点検回数及び清掃回数は通常の使用状態における大臣認定取得の回数

※未掲載の機種については浄化槽製造業者等からの情報収集により確認すること

(2) 保守点検業者用報告様式 (例)

報告日※1	
保守点検業者名	
保守点検業者住所※2	
保守点検業者電話番号	

	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	■
項目	自治体独自の浄化槽番号(管理番号)	保守点検業者独自の浄化槽番号	処理の対象	方式名	処理対象人員	浄化槽管理者氏名(法人名)	施設名称	設置場所(住居表示)※2	浄化槽管理者住所※2	保守点検年月日※1	躯体の漏水の有無	躯体・内部設備の著しい破損の有無	槽周辺の環境(臭気の有無)
記載方法	記入	記入	以下より選択	別表より選択	記入	記入	記入	記入	記入	記入	以下より選択	以下より選択	以下より選択
No			1: 単独 2: 合併 3: その他	別表※3参照							1: 無し 2: 有り	1: 無し 2: 有り	1: 無し 2: 有り
例1													
例2													
例3													
例4													
例5													

【備考】

◎: 浄化槽番号もしくは保守点検業者独自の番号を「浄化槽コード」として記入する

■: 毎回報告する項目

□: 浄化槽番号と保守点検業者独自の番号が共有されている場合は報告不要な項目

※1: 年号は西暦とすること

※2: 住所は住民票(住基ネット)の記載に合わせる

例: 「○丁目○番○号(○はすべて算用数字(アラビア数字))」

別表※3

単独処理浄化槽旧構造腐敗型	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気
単独処理浄化槽旧構造ばっ気型	合併処理浄化槽新構造散水ろ床
単独処理浄化槽旧構造その他	合併処理浄化槽新構造長時間ばっ気
単独処理浄化槽新構造分離接触ばっ気	合併処理浄化槽新構造標準活性汚泥
単独処理浄化槽新構造分離ばっ気	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気・砂ろ過
単独処理浄化槽新構造散水ろ床	合併処理浄化槽新構造凝集分離
単独処理浄化槽新構造その他	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気・活性炭
合併処理浄化槽旧構造散水ろ床	合併処理浄化槽新構造凝集分離・活性炭
合併処理浄化槽旧構造活性汚泥	合併処理浄化槽新構造硝化液循環
合併処理浄化槽旧構造その他	合併処理浄化槽新構造3次処理脱窒・脱磷
合併処理浄化槽新構造分離接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型窒素除去型高度処理
合併処理浄化槽新構造嫌気ろ床接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型窒素・炭除去型高度処理
合併処理浄化槽新構造脱窒ろ床接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型BOD除去型高度処理
合併処理浄化槽新構造回転板接触	合併処理浄化槽大臣認定型その他

(保守点検記載例)

報告日※1	2025/6/1
保守点検業者名	株式会社
保守点検業者住所※2	県市1丁目2番3号
保守点検業者電話番号	00-0000-0000

項目	自治体独自の浄化槽番号(管理番号)	保守点検業者独自の浄化槽番号	処理の対象	方式名	処理対象人員	浄化槽管理者氏名(法人名)	施設名称	設置場所(住居表示)※2	浄化槽管理者住所※2	保守点検年月日※1	躯体の漏水の有無	躯体・内部設備の著しい破損の有無	槽周辺の環境(臭気の有無)
記載方法	記入	記入	以下より選択	別表より選択	記入	記入	記入	記入	記入	記入	以下より選択	以下より選択	以下より選択
No			1: 単独 2: 合併 3: その他	別表※3参照							1: 無し 2: 有り	1: 無し 2: 有り	1: 無し 2: 有り
例1		AAA-AAAA1	1	単独処理浄化槽新構造分離ばっ気	5	浄化太郎	浄化太郎	県市1丁目1番1号	県市1丁目1番1号	2025/2/1	1	1	1
例2		AAA-AAAA1	1	単独処理浄化槽新構造分離ばっ気	5	浄化太郎	浄化太郎	県市1丁目1番1号	県市1丁目1番1号	2025/5/1	2	2	1
例3		AAA-AAAA2	2	合併処理浄化槽新構造嫌気ろ床接触ばっ気	5	株式会社	株式会社営業所	県郡町大字2番2号	県郡町大字2番2号	2025/2/1	1	1	1
例4		AAA-AAAA3	2	合併処理浄化槽大臣認定型その他	30	浄化太郎	浄化太郎アパート	県郡町大字3番3号	県市1丁目1番1号	2025/2/1	1	1	1
例5	00-0000-1000									2025/2/1	1	1	1

【備考】

◎: 浄化槽番号もしくは保守点検業者独自の番号を「浄化槽コード」として記入する

■: 毎回報告する項目

□: 浄化槽番号と保守点検業者独自の番号が共有されている場合は報告不要な項目

※1: 年号は西暦とすること

※2: 住所は住民票(住基ネット)の記載に合わせる

例: 「〇丁目〇番〇号(〇はすべて算用数字(アラビア数字))」

浄化槽コードとして「自治体独自の浄化槽番号」が共有されている場合は省略することが可能

別表※3

単独処理浄化槽旧構造腐敗型	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気
単独処理浄化槽旧構造ばっ気型	合併処理浄化槽新構造散水ろ床
単独処理浄化槽旧構造その他	合併処理浄化槽新構造長時間ばっ気
単独処理浄化槽新構造分離接触ばっ気	合併処理浄化槽新構造標準活性汚泥
単独処理浄化槽新構造分離ばっ気	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気・砂ろ過
単独処理浄化槽新構造散水ろ床	合併処理浄化槽新構造凝集分離
単独処理浄化槽新構造その他	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気・活性炭
合併処理浄化槽旧構造散水ろ床	合併処理浄化槽新構造凝集分離・活性炭
合併処理浄化槽旧構造活性汚泥	合併処理浄化槽新構造硝化液循環
合併処理浄化槽旧構造その他	合併処理浄化槽新構造3次処理脱窒・脱磷
合併処理浄化槽新構造分離接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型窒素除去型高度処理
合併処理浄化槽新構造嫌気ろ床接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型窒素・炭素除去型高度処理
合併処理浄化槽新構造脱窒ろ床接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型BOD除去型高度処理
合併処理浄化槽新構造回転接触	合併処理浄化槽大臣認定型その他

(3) 清掃業者用報告様式 (例)

報告日※1	
清掃業者名	
清掃業者住所※2	
清掃業者電話番号	

	◎	◎	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	■
項目	自治体独自の 浄化槽番号 (管理番号)	清掃業者独自の 浄化槽番号	処理の対象	方式名	処理対象人員	浄化槽管理者 氏名(法人名)	施設名称	設置場所(住居表示) ※2	浄化槽管理者住所 ※2	清掃年月日※1	躯体の漏水の 有無	躯体・内部設 備の著しい破 損の有無	槽周辺の環境 (臭気の有無)
記載方法	記入	記入	以下より選 択	別表より選択	記入	記入	記入	記入	記入	記入	以下より選択	以下より選択	以下より選択
No			1:単独 2:合併 3:その他	別表※3参照							1:無し 2:有り	1:無し 2:有り	1:無し 2:有り
例1													
例2													
例3													
例4													
例5													

【備考】

◎: 浄化槽番号もしくは清掃業者独自の番号を「浄化槽コード」として記入する

■: 毎回報告する項目

□: 浄化槽番号と清掃業者独自の番号が共有されている場合は報告不要な項目

※1: 年号は西暦とすること

※2: 住所は住民票(住基ネット)の記載に合わせる

例: 「○丁目○番○号(○はすべて算用数字(アラビア数字))」

別表※3

単独処理浄化槽旧構造腐敗型	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気
単独処理浄化槽旧構造ばっ気型	合併処理浄化槽新構造散水ろ床
単独処理浄化槽旧構造その他	合併処理浄化槽新構造長時間ばっ気
単独処理浄化槽新構造分離接触ばっ気	合併処理浄化槽新構造標準活性汚泥
単独処理浄化槽新構造分離ばっ気	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気・砂ろ過
単独処理浄化槽新構造散水ろ床	合併処理浄化槽新構造凝集分離
単独処理浄化槽新構造その他	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気・活性炭
合併処理浄化槽旧構造散水ろ床	合併処理浄化槽新構造凝集分離・活性炭
合併処理浄化槽旧構造活性汚泥	合併処理浄化槽新構造硝化液循環
合併処理浄化槽旧構造その他	合併処理浄化槽新構造3次処理脱窒・脱磷
合併処理浄化槽新構造分離接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型窒素除去型高度処理
合併処理浄化槽新構造嫌気ろ床接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型窒素・炭除去型高度処理
合併処理浄化槽新構造脱窒ろ床接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型BOD除去型高度処理
合併処理浄化槽新構造回転接触	合併処理浄化槽大臣認定型その他

(清掃記載例)

報告日※1	2025/6/1
清掃業者名	株式会社
清掃業者住所※2	県市1丁目2番3号
清掃業者電話番号	00-0000-0000

項目	自治体独自の浄化槽番号(管理番号)	清掃業者独自の浄化槽番号	処理の対象	方式名	処理対象人員	浄化槽管理者氏名(法人名)	施設名称	設置場所(住居表示)※2	浄化槽管理者住所※2	清掃年月日※1	躯体の漏水の有無	躯体・内部設備の著しい破損の有無	槽周辺の環境(臭気の有無)
記載方法	記入	記入	以下より選択	別表より選択	記入	記入	記入	記入	記入	記入	以下より選択	以下より選択	以下より選択
No			1: 単独 2: 合併 3: その他	別表※3参照							1: 無し 2: 有り	1: 無し 2: 有り	1: 無し 2: 有り
例1		AAA-AAAA1	1	単独処理浄化槽新構造分離ばっ気	5	浄化太郎	浄化太郎	県市1丁目1番1号	県市1丁目1番1号	2025/2/1	1	1	1
例2		AAA-AAAA1	1	単独処理浄化槽新構造分離ばっ気	5	浄化太郎	浄化太郎	県市1丁目1番1号	県市1丁目1番1号	2025/5/1	2	2	1
例3		AAA-AAAA2	2	合併処理浄化槽新構造嫌気ろ床接触ばっ気	5	株式会社	株式会社営業所	県郡町大字2番2号	県郡町大字2番2号	2025/2/1	1	1	1
例4		AAA-AAAA3	2	合併処理浄化槽大臣認定型その他	30	浄化太郎	浄化太郎アパート	県郡町大字3番3号	県市1丁目1番1号	2025/2/1	1	1	1
例5	00-0000-1000									2025/2/1	1	1	1

【備考】

◎: 浄化槽番号もしくは清掃業者独自の番号を「浄化槽コード」として記入する

■: 毎回報告する項目

□: 浄化槽番号と清掃業者独自の番号が共有されている場合は報告不要な項目

※1: 年号は西暦とすること

※2: 住所は住民票(住基ネット)の記載に合わせる

例: 「〇丁目〇番〇号(〇はすべて算用数字(アラビア数字))」

浄化槽コードとして「自治体独自の浄化槽番号」が共有されている場合は省略することが可能

別表※3

単独処理浄化槽旧構造腐敗型	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気
単独処理浄化槽旧構造ばっ気型	合併処理浄化槽新構造散水ろ床
単独処理浄化槽旧構造その他	合併処理浄化槽新構造長時間ばっ気
単独処理浄化槽新構造分離接触ばっ気	合併処理浄化槽新構造標準活性汚泥
単独処理浄化槽新構造分離ばっ気	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気・砂ろ過
単独処理浄化槽新構造散水ろ床	合併処理浄化槽新構造凝集分離
単独処理浄化槽新構造その他	合併処理浄化槽新構造接触ばっ気・活性炭
合併処理浄化槽旧構造散水ろ床	合併処理浄化槽新構造凝集分離・活性炭
合併処理浄化槽旧構造活性汚泥	合併処理浄化槽新構造硝化液循環
合併処理浄化槽旧構造その他	合併処理浄化槽新構造3次処理脱窒・脱磷
合併処理浄化槽新構造分離接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型窒素除去型高度処理
合併処理浄化槽新構造嫌気ろ床接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型窒素・炭素除去型高度処理
合併処理浄化槽新構造脱窒ろ床接触ばっ気	合併処理浄化槽大臣認定型BOD除去型高度処理
合併処理浄化槽新構造回転接触	合併処理浄化槽大臣認定型その他

(4) 浄化槽法に基づく届出事務及び指導事務の概要

浄化槽法	概要	情報の流れ	罰則	様式
第5条 第1項	設置(または構造・規模の変更)の届出の受理	管理者⇒都道府県知事等	第63条	工事・設置 省令 第3条・4条
第5条 第2項	設置(または構造・規模の変更)の届出における計画改善の勧告	都道府県知事等⇒管理者		
第5条 第3項	設置(または構造・規模の変更)の届出における計画の変更・廃止命令	都道府県知事等⇒管理者	第63条	
第5条 第4項	設置(または構造・規模の変更)の届出が相当である旨の通知	都道府県知事等⇒管理者	第64条	
第7条 第2項	設置後等の水質検査(7条検査)の結果報告の受理	検査機関⇒都道府県知事等		
第7条の2 第1項	7条検査受検の指導・助言	都道府県知事等⇒管理者		
第7条の2 第2項	7条検査受検の勧告	都道府県知事等⇒管理者		
第7条の2 第3項	7条検査受検の勧告に係る措置命令	都道府県知事等⇒管理者	第66条 の2	
第10条の2 第1項	使用開始報告の受理	管理者⇒都道府県知事等		
第10条の2 第2項	技術管理者の変更報告の受理	管理者⇒都道府県知事等		
第10条の2 第3項	浄化槽管理者の変更報告の受理	管理者⇒都道府県知事等		
第11条 第2項	毎年1回の水質検査(11条検査)の結果報告の受理	検査機関⇒都道府県知事等		
第11条の2 第1項	休止届の受理	管理者⇒都道府県知事等	第68条	規則 第9条の3
第11条の2 第2項	使用再開届の受理	管理者⇒都道府県知事等	第68条	規則 第9条の4
第11条の3	使用廃止届の受理	管理者⇒都道府県知事等	第68条	規則 第9条の5
第12条 第1項	保守点検・清掃に関する助言・指導・勧告	都道府県知事等⇒ 管理者、保点業者、 清掃業者、技術管理者		
第12条 第2項	保守点検・清掃に関する改善措置命令	都道府県知事等⇒ 管理者、保点業者、 清掃業者、技術管理者	第62条	
第12条の2 第1項	11条検査受検の指導・助言	都道府県知事等⇒管理者		
第12条の2 第2項	11条検査受検の勧告	都道府県知事等⇒管理者		
第12条の2 第3項	11条検査受検の勧告に係る措置命令	都道府県知事等⇒管理者	第66条 の2	

浄化槽法	概要	情報の流れ	罰則	様式
第22条 第1項	工事業登録申請の受理	工事業者⇒都道府県知事等		工事登録 省令 第2条
第23条 第2項	工事業登録の通知	都道府県知事等⇒工事業者		
第23条 第3項	工事業登録簿の謄本の交付・ 閲覧請求の受理	請求者⇒都道府県知事等		工事登録 省令 第6条
第24条 第2項	工事業登録申請拒否の理由の通知	都道府県知事等⇒工事業者		
第25条 第1項	工事業登録情報の変更届の受理	工事業者⇒都道府県知事等	第67条	工事登録 省令 第8条
第25条 第2項	工事業登録情報の変更受理の通知	都道府県知事等⇒工事業者		
第26条	工事業解散・廃止等届出の受理	工事業者⇒都道府県知事等	第67条	
第28条 第2項	工事の施工差止め命令	都道府県知事等⇒工事業者		
第32条 第1項	工事業者への指示	都道府県知事等⇒工事業者		
第32条 第2項	工事業登録の取り消し・業務停止命令	都道府県知事等⇒工事業者	第59条	
第32条 第3項	工事業登録の取り消し・業務停止命令 の理由の通知	都道府県知事等⇒工事業者		
第33条 第3項	土木工事業・建築工事業・管工事業者 による浄化槽工事業の開始等届出の受理	工事業者⇒都道府県知事等	第67条	工事登録 省令 第11条
第48条 第4項	保守点検業者に対する措置の申し出	市町村長⇒都道府県知事等		
第49条 第1項	台帳の作成	—		
第49条 第2項	台帳作成に係る情報提供の要請	都道府県知事等 ⇒他の地方公共団体の長等		
第53条 第1項	保守点検、清掃の業務に関する 報告の徴収	当該行政庁⇒ 管理者、製造業者、工事業者、 保守点検業者、清掃業者、検査機関等	第64条	
第53条 第2項	保守点検、清掃の業務に関する 立入検査	当該行政庁⇒ 管理者、製造業者、工事業者、 保守点検業者、清掃業者、検査機関等	第64条	
附則第11条 第1項	特定既存単独の除却等に係る 助言・指導	都道府県知事等⇒管理者		
附則第11条 第2項	特定既存単独の除却等に係る 勧告	都道府県知事等⇒管理者		
附則第11条 第3項	特定既存単独の除却等に係る 措置命令	都道府県知事等⇒管理者	附則 第11条 第5項	

【罰則】

- 第59条：罰金150万円以下
- 第62条：懲役6月以下または罰金100万円以下
- 第63条：懲役3月以下または罰金50万円以下
- 第64条：罰金30万円以下
- 第66条の2：過料30万円以下
- 第67条：過料20万円以下
- 第68条：過料5万円以下
- 附則第11条第5項：罰金30万円以下

【略称】

- 規則：環境省関係浄化槽法施行規則
(昭和59年3月30日 厚生省令第17号)
最終改正 令和4年2月28日 環境省令第2号
- 工事登録省令：浄化槽工事業に係る登録等に関する省令
(昭和60年5月27日 建設省令第6号)
最終改正 令和2年12月23日 国土交通省令第98号
- 工事・設置省令：
浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出
及び設置計画に関する省令
(昭和60年9月27日 厚生省・建設省令第1号)
最終改正 令和2年12月23日 国土交通省・環境省令第3号

(5) 浄化槽法定検査判定ガイドライン抜粋

(水質検査に係るチェック項目及びその判断方法)

出典) 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽対策室：p.20 別紙2, 2002年2月

チェック項目	単独 合併	浄化槽のBOD 処理性能	良	可	不可
pH	単独処理		5.8～8.6	良及び不可以外	3未満又は10超
	合併処理		5.8～8.6	良及び不可以外	3未満又は10超
汚泥沈殿率	単独処理		10%以上60%以下	検出されるが ¹ , 10%未満	検出されない又は60%超
	合併処理		10%以上	検出されるが ¹ , 10%未満	検出されない
溶存酸素量	単独処理		0.3mg/L以上	検出されるが ¹ , 0.3mg/L未満	検出されない
	合併処理		1.0mg/L以上	検出されるが ¹ , 1.0mg/L未満	検出されない
塩化物イオン濃度	単独処理		90mg/L以上 140mg/L以下	30mg/L以上 90mg/L未満 又は 140mg/L超 270mg/L以下	30mg/L未満 又は 270mg/L超
残留塩素濃度	単独処理		検出される	—	検出されない
	合併処理		検出される	—	検出されない
透視度	単独処理		7度以上	4度以上7度未満	4度未満
	合併処理	60mg/L以下 30mg/L以下 20mg/L以下	10度以上 15度以上 20度以上	5度以上10度未満 12度以上15度未満 15度以上20度未満	5度未満 12度未満 15度未満
BOD	単独処理		90mg/L以下	90mg/L超120mg/L以下	120mg/L超
	合併処理	60mg/L以下 30mg/L以下 20mg/L以下	60mg/L以下 30mg/L以下 20mg/L以下	60mg/L超80mg/L以下 30mg/L超40mg/L以下 20mg/L超30mg/L以下	80mg/L超 40mg/L超 30mg/L超

ただし、都道府県によっては別の判断基準が定められている場合がある。